

土木・農林土木工事 現場実務の手引き

令和7年4月

静岡県交通基盤部工事検査課

目次

第1章 一般事項	1
1-1 目的	1
1-2 適用範囲	1
1-3 用語	1
1-4 工事の施工	2
(1) 施工手順	2
(2) 施工体制	2
(3) 監督	2
ア 監督に係る諸規定	2
イ 監督体制	3
ウ 監督業務	3
エ 監督の基準	6
1-5 工事関係書類の整備	6
第2章 契約関係	7
2-1 概要	7
2-2 請負契約の内容	7
2-3 契約関係書類	7
2-4 契約変更	8
(1) 契約変更の原因と内容	8
(2) 設計変更の定義	9
(3) 設計変更の基準	9
(4) 設計変更による契約変更の範囲	9
(5) 設計変更の手続き	9
(6) 契約変更の手続き	10
(7) 部分払い	10
(8) 工期の変更及び延長等	10
(9) 設計変更による契約変更の流れ	11
(10) 設計変更に伴う工事費の積算等	12
(11) 仮設工の指定仮設と任意仮設	12
(12) 指定・任意の正しい運用について	13
(13) 設計変更理由書の記載例	15
2-5 部分払い	16
第3章 施工関係	19
3-1 施工計画	19

(1) 施工計画書の作成手順	19
(2) 施工計画書の内容	20
(3) 施工計画書の作成例	23
3-2 施工手続き	53
(1) 指示、承諾、協議に関する手続き	53
(2) 工事材料について	54
(3) 支給材料に関する手続き	54
(4) 施工検査及び施工立会	54
(5) 現場発生品に関する手続き	55
(6) 休日又は夜間作業に関する手続き	55
3-3 施工管理	57
(1) 工程管理	57
ア 工程管理の手順	57
イ 工程管理の実施	58
(2) 出来形管理	58
ア 出来形管理の手順	58
イ 出来形管理図表	59
ウ 現地表示(マーキング)	63
(3) 品質管理	63
ア 品質管理の意味	63
イ 品質管理の手順	63
ウ 品質管理図表	64
(4) 写真管理	64
ア 写真撮影の要素	64
イ 工事写真の分類と整理	64
ウ 一般基準	65
3-4 安全管理	66
(1) 工事事務防止行動計画（予想される事故対策リスト例、工事事務ハザードマップ例）	67
(2) 建設関連業務委託事故防止行動計画（安全作業宣言例）	69
(3) 工事事務対応マニュアル(抜粋)	70
ア 工事事務等発生報告書(様式)	70
イ 速報体制フロー図	71
ウ 事故速報(人身事故)記載例	72
エ 事故速報(物損事故)記載例	74
オ 通常事故フロー図	76
カ 重大事故フロー図	77

3-5 天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合の事務取り扱い	78
第4章 検査関係	80
4-1 検査の種類	80
4-2 検査の体制	80
4-3 検査技術基準	81
4-4 工事修補取扱基準	81
4-5 工事成績の評定	81
4-6 工事検査に係る書類	81
(1) 中間検査	81
ア 検査時に準備するもの	81
イ 現場の準備	81
(2) 完成検査	82
ア 検査時に準備するもの	82
イ 現場の準備	82
4-7 完成検査の流れ	83
第5章 提出書類一覧表(契約関係書類、工事書類、完成図書)	84

第1章 一 般 事 項

1-1 目的

この手引きは、静岡県交通基盤部及び経済産業部が施工する土木工事及び農林土木工事(以下「土木工事等」という)の現場での事務手続等について統一的な運用を図り、現場実務の合理的な運営を確保することを目的とする。

1-2 適用範囲

この手引きは、土木工事等の現場実務に適用し、その範囲は次のとおりである。



なお、特殊な工事等で、これによりがたい場合は別途考慮するものとする。

1-3 用語

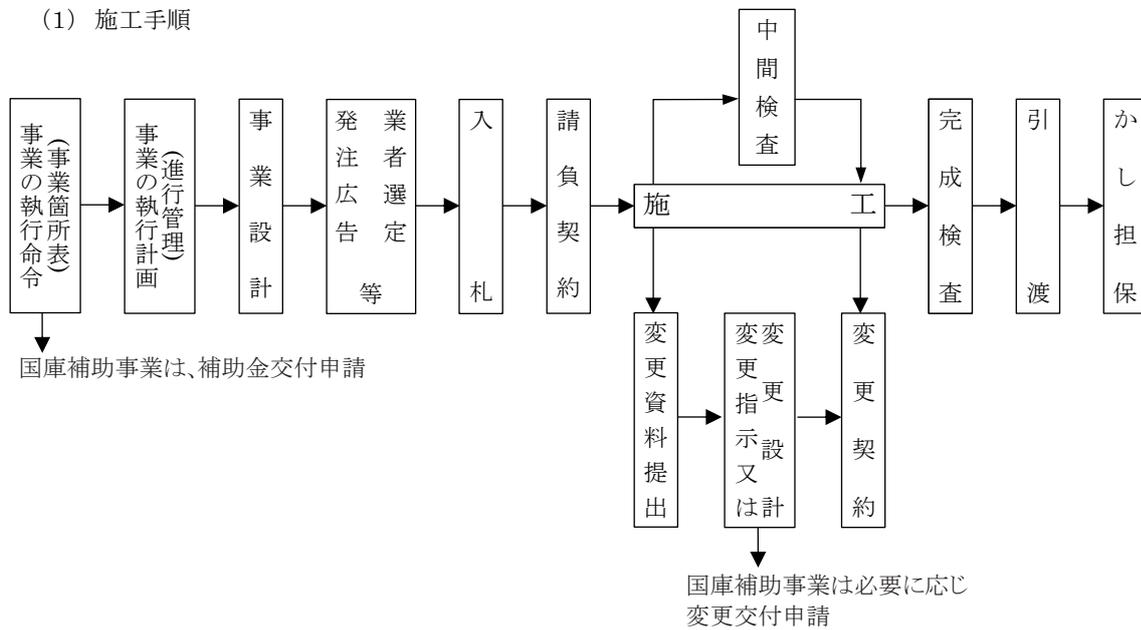
この手引きで使用される専門的な用語及び略語は下記に示す。

用 語	略 語	備 考
静岡県建設工事執行規則	執行規則	規則等の「請負者」は「受注者」と読み替える
静岡県建設工事請負契約約款	契約約款	
静岡県建設工事監督要領	監督要領	
静岡県建設工事監督要領の運用 別表1(監督の体制)	監督体制	
静岡県建設工事執行規則、静岡県建設工事監督要領 別記「監督員の業務」、静岡県建設工事監督要領の運用に基づく監督業務	監督業務	
土木工事監督技術基準 農林土木工事監督技術基準	監督基準	
静岡県建設工事検査要領	検査要領	
静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象	検査体制	
土木工事検査技術基準 農林土木工事検査技術基準	検査基準	
静岡県建設工事成績評定要領	成績要領	
契約書、契約約款、設計図書	契約図書	
設計書及び図面、仕様書、現場説明書(現場説明書に対する質問回答書を含む。)	設計図書	
土木工事共通仕様書 農林土木工事共通仕様書	仕様書	略号(共仕) 略号(農共仕)

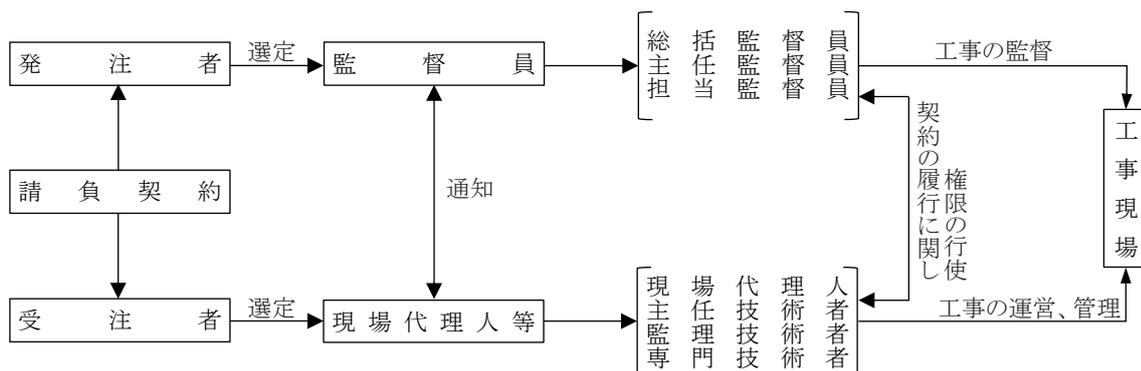
1-4 工事の施工

土木工事の施工は、契約担当者(知事又はかい長)と受注者との双務契約に基づき実施される。その実施形態については、次のとおり行われている。

(1) 施工手順



(2) 施工体制



(3) 監督

請負契約に基づく工事において、契約の適正な履行を確保するため監督業務を行う。

ア 監督に係る諸規定



イ 監督体制

(ア) 土木事務所等

工事発注 か い 名	区 分	契約担当者等	監 督 員		
			総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員
土木事務所 特設事務所	土木工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">事務所長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">次長(事務) 総務課長 建設業班</div>	技監 技監兼支所長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

(イ) 農林事務所

工事発注 か い 名	区 分	契約担当者等	監 督 員		
			総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員
農林事務所	農林土木工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">事務所長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">次長(事務) 部長、部技監(技術) 総務課長 総務班</div>	技監兼支所長・ 課長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注1) 特設事務所は土木事務所に準ずるものとする。

- 2) 小額工事(当初契約額500万円未満)は2名体制(総括兼主任監督員+担当監督員)とすることができる。
- 2) 総括監督員は主任監督員を兼ねることができる。
- 3) 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

ウ 監督業務

執行規則に基づく監督業務。

項 目	契約担当者	監 督 員 の 業 務			受 注 者	備 考
		総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員		
業務内容	契約担当者とは、知事及び知事の委任を受けて、請負契約の締結を行うかいはをいう。	総括監督員は、主任監督員及び担当監督員の指揮監督と、監督業務を処理する。	主任監督員は、総括監督員の補佐並びに、担当監督員の指揮監督と監督業務を処理する。	担当監督員は、一般的監督業務を処理する。	受注者とは、建設工事の完成を請負った者をいう。	

執行規則に基づく監督業務は、次の表の条項欄に○印を付したところが該当する。

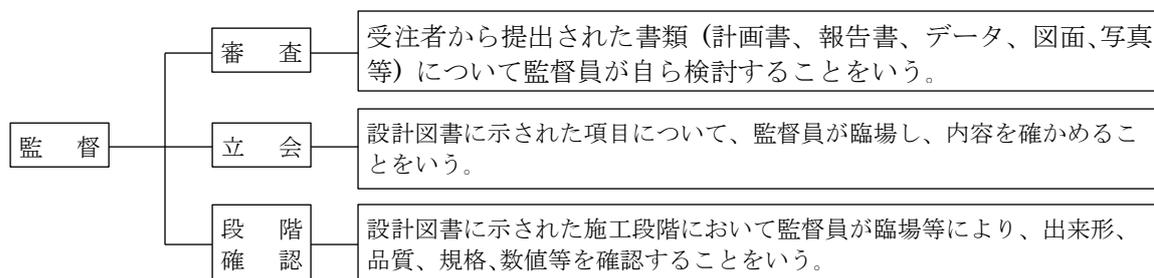
条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
執行規則	契約約款		総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員
⑳	9	監督員	総括監督員は、主任監督員の報告に対し、明らかに判断のつくものは指示し、その他については契約担当者に報告するものとする。	主任監督員は、担当監督員から報告を受けた時は、明らかに判断のつくものは指示し、その他については総括監督員に報告するものとする。	担当監督員は監督を行うに必要な、諸基準により明らかに判断のつくものは、受注者に対し指示、承諾、又は協議を行うものとし、その他については、主任監督員に報告するものとする。
1	—	趣旨			
2	—	用語の定義			
3	—	建設工事の執行方法			
4	—	直営とする場合			
5	—	請負者の資格要件			
6	—	建設工事の見積り期間			
7	—	設計付入札			
8	—	入札書及び見積書(様式1、2号)			
㉑	2	関連建設工事の調整	報告	調整、報告	報告
10	—	通則			
11	—	請負契約の締結(様式3、4、5、6号)			
12	4	契約の保証			
13	5	権利義務の譲渡等(様式7号)			
㉒	6	一括委任又は一括下請けの禁止			
㉓	7	下請負人の通知(様式8号)	通知請求、報告	調査、指示、報告	報告
㉔	8	特許権等の使用	報告	報告	報告
17	—	共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則			
㉕	—	自主施工の原則			報告
㉖	—	建設工事の着手		指示	報告
㉗	3	工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書(様式9、10号) { 工程表 工程月報	決裁	報告	審査、報告
				指示、受理	指示
㉘	9	監督員	指揮、業務	補佐、指揮、業務	業務

条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
執行規則	契約約款		総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員
②②	10	主任技術者、現場代理人等 (様式11号)	決裁	報告	報告
22の2	11	履行報告			
②③	12	工事関係者に関する措置要求	措置要求	調査報告	報告
②④	13	工事材料の品質、検査等(様式13)		検査、検印	検査、検印
②⑤	14	監督員の立会い、見本等の整備等		立会、報告	立会、決裁
②⑥	15	支給材料及び貸与品	報告	審査報告	報告
26の2	23	工期等の変更及び費用の負担			
26の3	16	工事用地等の確保			
②⑦	17	設計図書不適合の場合の改造義務、 破壊検査等	命令、報告	調査報告、確認報告	報告
②⑧	18	条件変更等	指示、報告	指示、報告	指示、報告
②⑨	19	設計図書の変更	指示、報告	調査報告	報告
②⑨の②	20	工事の中止	指示、報告	調査報告	報告
③⑩	21	請負者による工期の延長の請求 (様式14、15号)	審査進達	審査報告	審査報告
③⑪	22	契約担当者による工期の短縮の請求 等	報告	報告	報告
32	25	賃金又は物価の変動に基づく請負代 金額の変更			
③③	26	臨機の措置	指示、報告	指示、報告	報告
③④	27	一般的損害	審査報告	審査報告	審査報告
③⑤	28	第三者に及ぼした損害等	(事前調査を行う)		
			指示、報告	指示、報告	指示、報告
③⑥	29	不可抗力による損害	報告	調査報告	調査報告
37	30	請負代金額の増額等に代えて行う設 計図書の変更			(設計変更)
38	—	検査を行う職員			
③⑨	31	検査及び引渡し(様式16、17号)	進達	審査報告	調査、報告
40	32	請負代金の支払			
④①	33	部分使用	審査報告	報告	
42	34	前金払			
43	—	前払金等の変更			
44	36	前払金の使用			
④⑤	37	部分払(様式18、19号)	確認、進達	審査	調書作成
④⑥	38	部分引渡し	第39条を準用する		
47	39	第三者による代理受領			

条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
執行規則	契約約款		総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員
48	40	前払金等の不払に対する建設工事の中止			
49	41	かし担保			
50	42	履行遅滞の場合における損害金等			
⑤②	43	契約担当者の解除権(様式20号)	報告	調査報告	報告
53	44	契約担当者の解除権(様式20号)			
⑤④	45	請負者の解除権	審査報告	報告	報告
⑤⑤	46	解除に伴う措置	第39条を準用する		
56	3、47	保険等			
57	48	違約金等の徴収			
58	49	あっせん又は調停			
59	50	仲裁			
60	—	実施細目			

エ 監督の基準

監督技術基準には監督の方法を次のとおり定めている。



1-5 工事関係書類の整備

契約担当者及び監督員は、事業の執行及び工事施工の過程が、第三者に理解し易く脱漏のないよう整理し保管するものとする。

(1) 契約担当者(建設業係)は、実施計画書、入札関係書類、契約図書及び監督上必要な書類並びに完成届書等、工事施工上必要とする書類の正本を、次により管理する。

ア 関係書類の編纂は手続の経過が分かるよう逐次綴込むものとし、書類が厚くなる場合には分冊とする。

イ 書類の大きさはA4判を原則とする。

ウ 実施設計書に添付する図面は、契約用設計書(単抜)の図面を共用し省略することができる。(土木工事)

(2) 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。情報共有システムを利用して工事を行う場合は、監督要領別記「監督業務の内容」における(6)受注者への指示の文中「指示、承諾、協議書(様式1)」を「情報共有システム」と読替える。

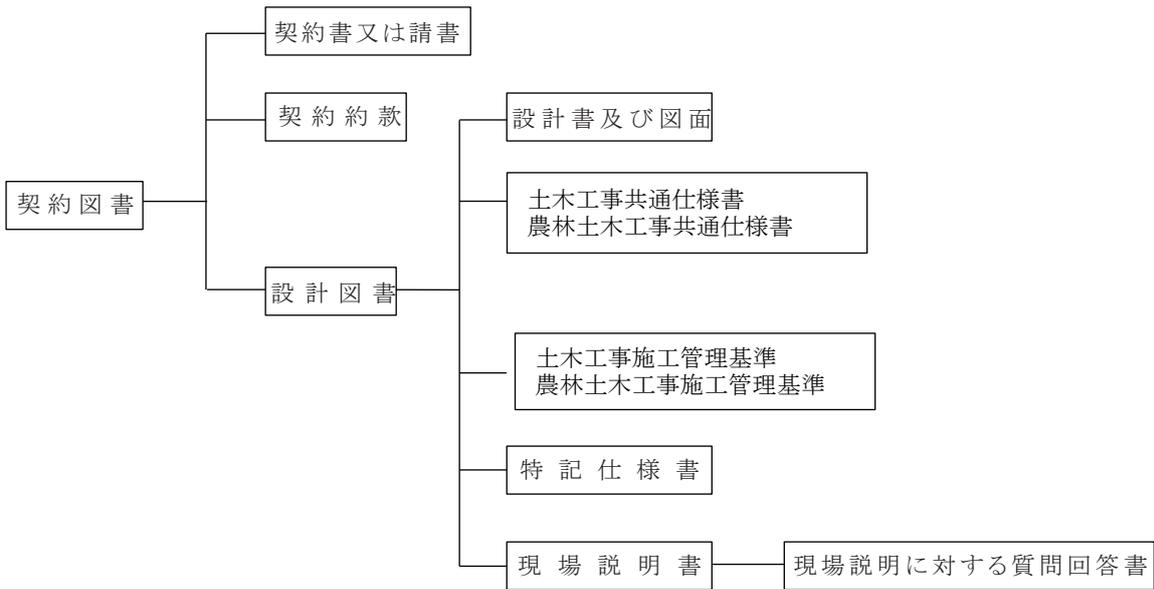
第2章 契 約 関 係

2-1 概要

工事の請負契約は、建設業法に第18条に定める「請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」という原則に基づき実施されている。

2-2 請負契約の内容

請負契約は、契約書、契約約款、仕様書、設計書及び図面(現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む。)からなり、次のとおりである。



2-3 契約関係書類

(1) 請負契約書

区分	当初契約額150万円以上…請負契約書	当初契約額150万円未満…請書とすることができる
契約内容	1.建設工事名	1.建設工事名
	2.建設工事箇所	2.建設工事箇所
	3.工期	3.工期
	4.請負代金額	4.請負代金額
	5.請負代金の支払	5.その他
	6.契約保証金(請負代金額300万円以上の場合)	6.発注者
	7.発注者	7.受注者
	8.受注者	

(2) 契約約款

契約約款とは、請負契約の当事者間の具体的権利義務関係の内容を箇条書きしたもので、静岡県建設工事請負契約約款は全52条から成る。

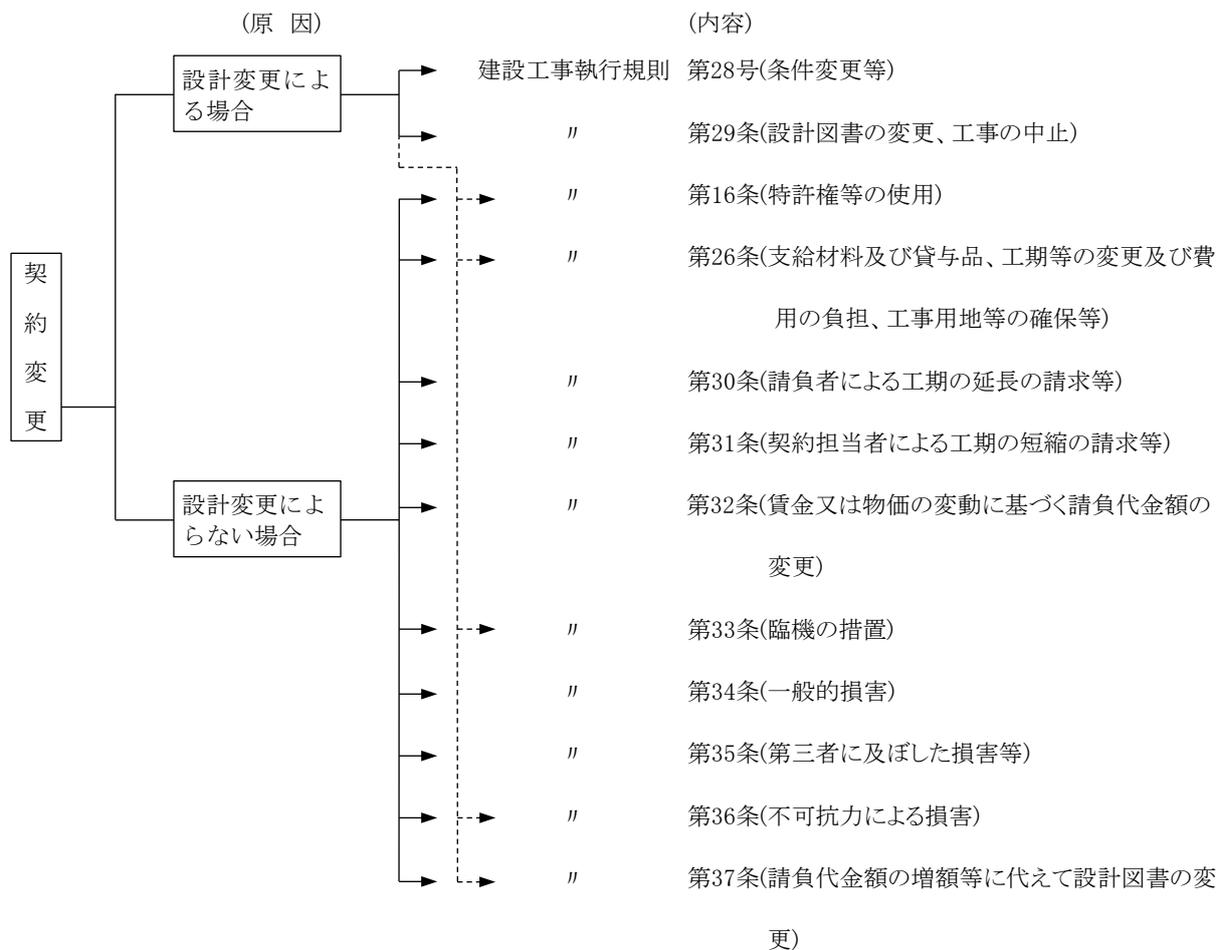
(3) 契約関係様式

静岡県建設工事執行規則に定める。

2-4 契約変更

土木工事の設計図書は極力設計変更の必要が生じないよう作成されているが、工事にはその性格上、不確定な条件を前提に設計図書が作成されている場合がある。このため予期しない設計変更が生ずるが、このような原因による設計変更に伴う契約変更については、平成27年3月27日付け建業第297号「設計変更事務処理要領」(以下「要領」という。)及び「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」により事務の簡素化と合理化を図るべく次のとおり取り扱う。

(1) 契約変更の原因と内容



(2) 設計変更の定義

設計変更とは、建設工事執行規則(以下「規則」という)第28条及び第29条の規程により原設計を変更することをいい、契約変更の手の前の当該変更の内容をあらかじめ受注者に「指示、承諾、協議書」(監督要領様式1)により指示することを含むものである。

(3) 設計変更の基準

ア 設計変更を行う基準は、要領に規定する次に定めたとおりとする。

(ア) 条件処理に伴うもの。

(イ) 発注後発生した次に掲げる外的条件によるもの。

a 自然現象、その他不可抗力によるもの。

b 他事業との関連によるもの。

(ウ) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

a 推定岩盤線の確認に基づくもの。

b 地盤支持力の確認に基づくもの。

c 土質の確認に基づくもの。

d 地下埋設物の撤去等に基づくもの。

e その他確認困難な要因でやむをえないもの。

(エ) 本庁から出先機関に指示した予算処理に伴うもの。

イ 規則第28条に規定する条件変更等の内容は次のとおりとする。

(ア) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

工事現場における地盤高、水深等の地表面の状況が設計図書の表示と異なるもの。

(イ) 設計図書の表示が明確でないこと。

設計図書の表示内容が抽象的で工事に当って判断が困難な場合および、表示もれ又は、表示内容に誤り等がある場合。

(ウ) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

地質、湧水等の状態、地下水位等の自然的条件及び、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、通行路の指定等の人為的施工条件が相違する場合。

(エ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。工事現場の状況から予想し得なかった部分的な軟弱地盤、転石、有毒ガスの噴出等の自然的な条件および、騒音規制や交通規制、第三者による工事の妨害等の人為的な条件等が発生した場合。

(4) 設計変更による契約変更の範囲

変更見込金額(設計変更が複数回となる場合は、既契約変更金額及び今回変更見込金額の合計)が当初契約金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。

(5) 設計変更の手続

ア 設計変更は、その必要が生じた都度監督員がその変更内容を把握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、設計変更指示書により事務所長の承認を得て行うものとする。「軽微な設計変更」のうち、指示書ごとに増減額が150万円未満の決裁は、総括監督員とする。ただし、累計額が500万円を超える場合は事務所長の決裁を受けること。

イ 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の1に該当するときは、あらかじめ本庁と協議するものとする。

(ア) 変更による増減額が1,000万円以上で、かつ変更後の契約金額が1億円以上と見込まれるとき。

(イ) 設計変更後の契約金額が5億円以上と見込まれるとき。

なお、静岡県財務規則による支出負担行為等の専決者が本庁や議会の議決に付すべき契約の場合等、上記協議対象に該当しないケースでも本庁と調整を図ること。

(6) 契約変更の手続

ア 設計変更に伴う契約変更の手続は、支出負担行為等によりその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。ただし軽微な設計変更に伴うものは、工事完了までに行うことをもって足りる。

イ 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次の各号に定めるものをいう。

(ア) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの。

(イ) 変更見込金額の合計額が500万円を超えないもの。

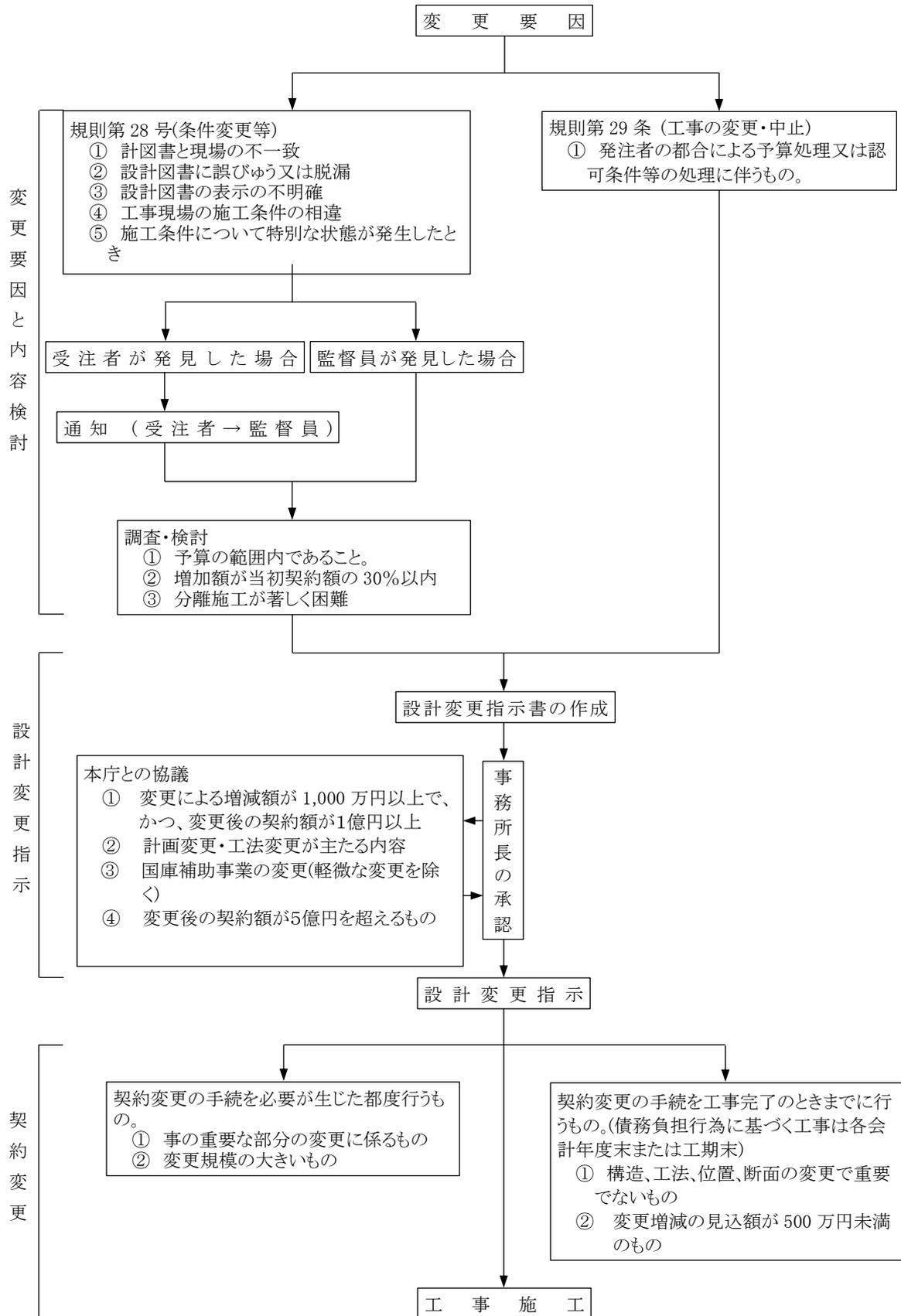
(7) 部分払い

軽微な設計変更によるもので契約変更が工事完了のときとなる場合の部分払金の算定は、現契約金額によるものとする。

(8) 工期の変更及び延長等

規則第29条、第30条及び第31条に規定する工期の変更及び延長又は短縮のみの事務については、事務所長が専決処理するものとする。

(9) 設計変更による契約変更の流れ



(10) 設計変更に伴う工事費の積算等

ア 設計変更に伴う変更工事費の積算は次により取り扱うものとする。

工事費の積算は、「数量」と「歩掛」及び材料・労務・機械等の「単価」により行われる。設計変更に伴う積算が必要となるのは、これらのいずれかが変更される場合であるが、設計変更の生じた時期や内容によって一般に次表のような歩掛、単価の組合せにより設計変更に伴う工事費の積算を行う。

設計変更の積算

変 更 内 容		積 算 歩 掛	積 算 単 価
変 更 の 種 別	工 種 内 容		
現地精査等に伴う数量変更		既契約の歩掛	既契約の単価
構造、工法、位置、断面等の変更	同工種又は類似工種	既契約の歩掛	既契約の単価
	新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価
工事の追加	同工種又は類似工種、 新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価

注)「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意志による工事内容の追加であり、既契約内容に含まれていない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

イ その他

設計変更の事例については、「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」「工事請負契約における設計変更ガイドライン IV設計変更事例集(主な事例) 国土交通省」等を参考にすること。

(11) 仮設工の指定仮設と任意仮設

公共工事の仮設備は、静岡県建設工事請負契約約款の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられる。しかし、公共工事においては、工事中の公衆災害防止及び労働災害の防止について特に留意する必要がある。

このため、工事の発注にあたっては、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模、構造等について、あらかじめ発注者が指定し、「指定仮設」とする場合がある。

工事の発注にあたっては、次に示すような場合の施工条件の仮設工については、**特記仕様書を持って指定仮設**とする。

- ア 河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合
- イ 仮設構造物を一般交通に供用する場合
- ウ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- エ 関係官公庁等との協議により制約条件のある場合
- オ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

例えば)重要な仮設土留、仮設防護柵等

なお、上記のような指定仮設をする場合の留意事項としては、事前に現地調査を十分に行い、仮設工の計画・設計の可否を技術的に検討審査するとともに、経験豊富な専門家等の助言も活用して、指定仮設の内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性の確保に十分配慮した適切な内容とする必要がある。

また、静岡県建設工事請負契約約款第1条3項に定められているいわゆる「指定仮設」と「任意仮設」の区分は、「仮設の構造、規格、寸法、工法等の必要事項を明示するか、それともこれらを決定するために必要な設計上の条件のみを明示するか」の違いだけであり、本来、設計の方法について何ら異なるところはない。

参考図書) 土木工事仮設計画ガイドブック

(監修建設大臣技術調査室発行全日本建設技術協会)

(12) 指定・任意の正しい運用について

ア 要点

土木工事等における仮設、施工方法等には、指定と任意の部分がある。発注においては、指定と任意の部分を明確にすることが必要である。任意については受注者が自らの責任において行うものであり、仮設、施工方法等については、その選択が受注者に委ねられている。

発注者、監督員は任意の趣旨を十分に踏まえ、不必要な指導を行わないようにすること。

なお、指定・任意にかかわらず、当初発注時の条件を明示し、将来の設計変更等が明確になるよう努めること。

県の土木設計積算システムでは、積算の根拠として施工機械の規格、地質条件などの条件を明示している。

イ 指定・任意の定義

指定と任意については、静岡建設工事請負契約約款第1条3項に基本的考え方が示してある。

指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないものである。

任意とは、工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものである。

なお、指定・任意にかかわらず、施工上の条件明示(地質条件、廃棄物処理条件等)はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

(指定・任意の考え方)

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け) 例) (1) 支保工(トンネル導杭、地下道等特に定めたもの) (2) 仮橋仮棧道 (3) 履行板 (4) 残土処理場 (5) 仮設土留(矢板含む) (6) キャリア及び索道 (7) 仮道 (8) 水除 ① 瀬替(川倉を含む)及び排水路 ② 架樋(断面延長指定) ③ ポンプ(標準日数・能力を指定) ④ 締切(橋梁下部工事関係等特に指定したもの) (9) 仮設薬注(位置、深さ、薬種、注入量を指定) (10) 仮設防護柵 (11) 機械器具の使用 (12) 橋梁上部架設方式 (13) 築島 (14) 路面補修 (15) その他上記以外で特に工法を指定するもの	施工方法等について具体的に指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある) 例) (1) 足場 (2) 型枠 (3) 支保工(指定したものを除く) (4) 水除締切(指定したものを除く) (5) 機械器具の使用(指定したものを除く) (6) 重機・船舶等運搬輸送費 (7) 仮設受配電設備 (8) 受注者の現場事務所、労務者寄宿舍、材料倉庫等 (9) その他指定されたもの以外のもの。
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行う	行う

注)1 参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではない。

- 2 土木工事共通仕様書及び農林土木工事共通仕様書において、施工計画書の扱いは提出されたものの受理であり、承諾行為ではない。(積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない。)
- 3 県の土木設計積算システムで作成した設計書の適用等の表示内容は、積算根拠の表示であって、指定ではない。指定する場合は、特記仕様書等で具体的に指定する。

参考)

- ・土木工事積算資料
- ・設計積算標準資料(工事編)[農地]

(13) 設計変更理由書の記載例

設計変更する場合の理由は、下記の記載例のように箇条書とする。ただしこれにより難しい場合は別途考慮すること。

(記載例)

当初設計の① は、② 、③ で施工する予定であったが、④ した結果、⑤ ため、⑥ に変更する。

①	②	③	④	⑤	⑥
当初設計の工種又は工法その他、必要に応じて数量等を記入する。	当初設計の設計条件等を記入する。	当初設計の形状寸法等を記入する。	調査方法等を記入する。	変更するための条件を記入する。	変更しようとする形状寸法、工法及び増減を記入する。
(例-1) 路側ブロック積工の測点20~40m間	土質を砂利層と仮定し	法長5m	掘削	法長4mのところ で岩盤に到達した	法長を0.5m減じ 4.5mとし、土台工 も岩着工法
(例-2) 左岸橋台工の鋼管杭	ボーリング調査結果に基づき	L=10m	試験杭を打設	L=12mで支持力 ○○(設計支持力 ○○)となった	L=12m
(例-3) 瀬潜工	本流が工事施工箇所にあたっていたため	L=300m	××日の降雨によって出水	本流が対岸に離れた	瀬替工は取り止めとし、当初設計の水替日数×日を別紙調書のとおり○日
(例-4) 復旧延長	既設ブロック積と蛇籠護岸の間の	L=35m	曲線部であったため再調査	測点20~40mの間に2mの差異があった	2m増工し、復旧延長を37m

2-5部分払い

建設工事請負代金額の部分払については、建設工事請負契約に基づき、建設工事執行規則並びに、平成21年3月31日付建業第297号「建設工事請負代金の部分払いの取扱いについて」、及び昭和45年9月21日付管第369号「出来形歩合調書の作成について」により次のとおり取り扱うものとする。

(1) 部分払いに関する基本的事項

ア 部分払いする建設工事は、請負代金額が100万円以上の工事とし、部分払の回数及び請求できる出来形歩合は建設工事執行規則第45条に規定する2回～4回以内でかつ、9/10以内の額とする。ただし特に必要と認められた工事にあつてはその回数を増加することができる。(例 債務負担行為にかかる建設工事にあつては最終年度を除き、各年度1回加えることができる。)

(2) 請負者からの部分払い請求手続

部分払いの請求手続

手 続 別	事 務 の 内 容	備 考
イ 出来形確認請求	受注者は執行規則第45条第2項で定める様式第19号の出来形確認請求書を契約担当者に提出し、出来形の確認を請求する。	構成比率は県で算定し請負者に明示する。
ロ 出来形の確認	監督員は、受注者から出来形確認請求があつた場合、内容を審査のうえ、出来形歩合調書(静岡県建設工事監督要領昭和60年4月1日訓令乙第4号様式-6)を作成し、契約担当者に報告する。	
ハ 出来形検査	契約担当者は、受注者の立会のうえ、出来形の確認をするための検査(出来形検査)を行う。	
ニ 出来形の通知	契約担当者は、出来形確認の請求を受けた日から14日以内に検査の結果を受注者に通知する。	
ホ 部分払いの請求	受注者は、検査結果通知書を受けたとき、出来形歩合調書の総出来形歩合に基づき、請求書に執行規則第45条第6項で定める様式第18号の請求明細書を添えて支払いを請求する。	
ヘ 部分払い金の支払	契約担当者は支払いの請求を受けた日から14日以内に支払う。	

出来形の内訳

(記載例)

工種	単位	設計数量 A	出来形数量 B	出来形歩合 $B/A=C$ %	構成比率 D	$C \times D$ %	摘要
切土	m ³	3,600	1,530	42	0.05	2.1	
盛土捨土	式	1		65	0.01	0.6	
石積工 (含土台)	m ³	6,700	5,400	80	0.08	6.4	
L型側溝	m ³	1,900	750	39	0.09	3.5	
U型側溝	式	1		40	0.01	0.4	
路盤工	m ³	13,000	5,150	39	0.14	5.4	
基層工	m ³	12,000	3,300	27	0.17	4.5	
表層工	m ³	12,000	1,200	10	0.21	2.1	
雑工	式	1		20	0.04	0.8	
小計					0.80	25	$\frac{C \times D}{D} \div 31$
諸掛費	式	1		31	0.20	6	
小計					0.20	6	
計					1.00	31	

(注)

- ① 工種の種類はできるだけ簡素にするが、出来形の数量が不明で支払上疑義の生じる恐れのあるものは、出来形の数量を計上する。
- ② 出来形歩合は、百分率で表し、小数点以下は切捨てる。
- ③ 構成比率は、小数で表し、小数点以下第3位は切り捨てる。また計において1.00になるよう比率の小さい工種で調整するが、各工種においてその比率が0.01以下になる場合は同形工種に含めるか、雑工に含めること。
- ④ $(C \times D)$ は百分率で算出されるが、小数点以下は原則として切捨てるものとし、工種が多くなり小計において不合理が生ずる場合は、途中において小数点以下第1位まで計上してよい。
諸掛費の出来形歩合(C)の算出は、直接工事費全体計の構成比率(D)と出来形歩合(C)の比 $(C \times D) / D$ を計上する。

(3) 債務負担行為にかかる建設工事における部分払い

債務負担行為にかかる建設工事における最終年度を除く各年度末の支払限度額は、3月末日までの出来形による部分払いで精算する。この場合においては、工事執行規則第45条(部分払)により支払うこと。

(4) 繰越工事にかかる建設工事における当該年度支払い

予算の繰越は極力避けるべきであるが、事業執行上のやむを得ない事由により建設工事の予算を繰越する場合は、その事務手続に相当な期間を要するため、年度末における工事の出来形歩合について工程等を詳細に検討して推定し、繰越額を決定する等慎重に取り扱わなければならない。

繰越にかかる建設工事の当該年度支払い額は、年度末における出来形に相応する請負代金額の部分払いか、または前金払いで支払うことを検討する。

部分払いの場合は、工事執行規則第45条(部分払)により、前金払いの場合は、同規則第42条(前金払)により支払うこと。

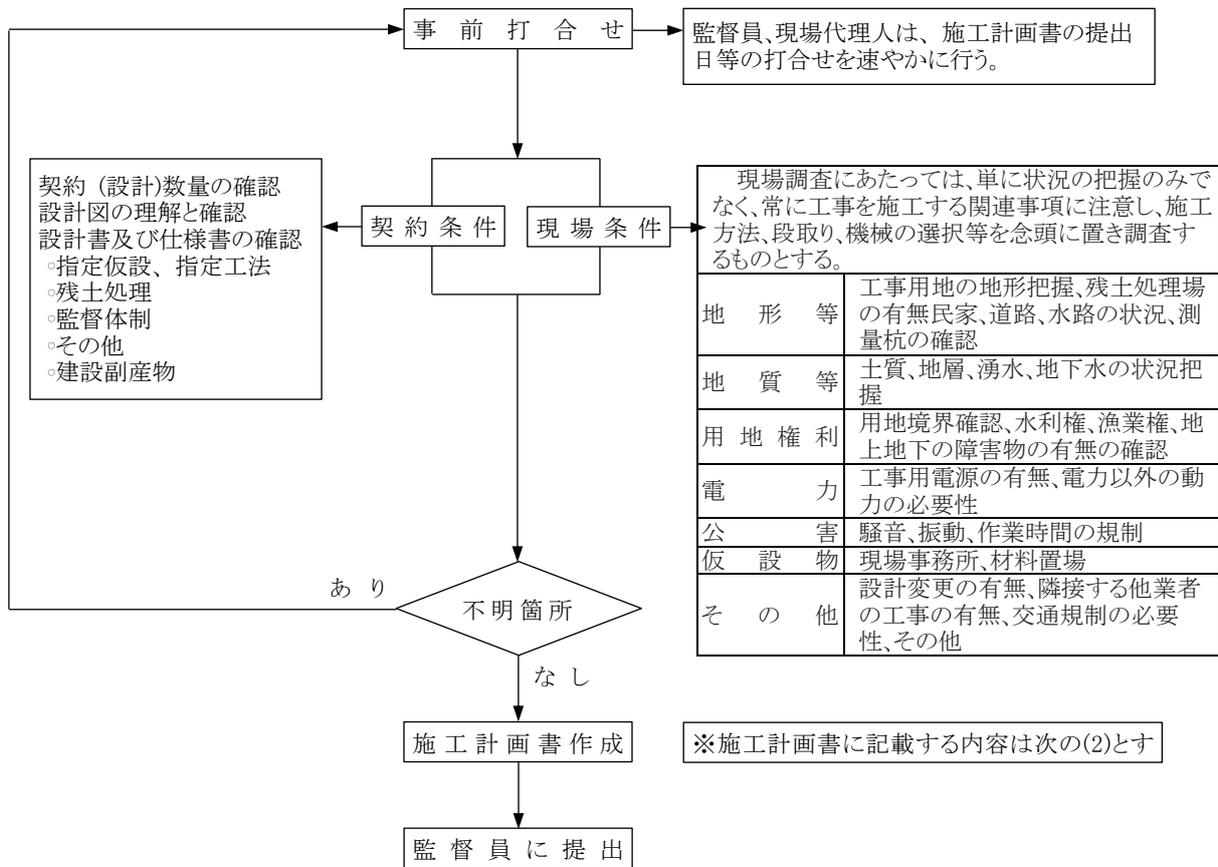
第3章 施 工 関 係

3-1 施工計画

施工計画は、契約書及び設計図書に基づいて、契約の工期内に規格に合った目的物を適正に施工する条件と方法を定めることであり、工事施工の基本となる極めて重要なものである。

土木工事は、その種類、立地条件、規模等により一元化されないのが普通である。従って施工計画は、提示された契約条件(契約書、設計図書)と現場条件等を十分に把握し多角的に検討を行い作成しなければならない。

(1) 施工計画書の作成手順



注. この作成手順は、大幅に省略したものであり
 詳細な作成手順を必要とする場合には他の
 文献によるものとする

(2) 施工計画書の内容

施工計画書に記載すべき事項は土木工事共通仕様書第1編1-1-4又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-6に次のように定められている。

事 項	内 容	一般 工事	小規模 工事	少額 工事
(1) 工事概要	工事名、工事箇所、工期等を記載する。 工事内容は、 <u>主要な工種について種別、細別、単位、数量等を記載し、その他の工種については、工種単位でまとめて1式記載する。</u>	記載	省略	省略
(2) 計画工程表	工事名、工事箇所、工期等を記載する。 工事内容・その構成比率等を記入してバーチャート又はネットワークによる工程表とし、進捗率曲線の記入により、現実の工程と対比が容易に出来るようにする。	記載	省略	記載
(3) 現場組織表	契約図書により必要な管理者(責任者)を定め、組織表を作成する。 現場代理人及び主任技術者等は夜間連絡先を記入する。	記載	記載	記載
(4) 指定機械	低騒音型建設機械、排出ガス対策型建設機械など設計図書で指定された機械の名称、規格、台数などを記載する。	記載	省略	省略
(5) 主要船舶・機械	工事に使用する主要な船舶・機械の名称、規格、台数、使用工種などを記載する。	記載	省略	省略
(6) 主要資材	計画工程表の作成に当たって考慮した主要資材の品名、規格・寸法、購入会社名を一覧表で記述する。	記載	記載	記載
(7) 施工方法(仮設備計画、工事用地等を含む)	主要工種について、工事の安全、所要の品質の確保等を考慮して施工順序、検測確認の段階などについて記述する。 主要機械の使用方法等について記述する。 他工事との調整、地下埋設物件の対策、用排水調査、他官庁との協議、地元への周知、苦情に対する措置方法等を必要に応じて記述する。 設計図書に指定されている工種については、もれなく記述し、仮締切、仮設道路、工事用地、防護工等主要なものについて記載する。	記載	省略	省略
(8) 施工管理	工程管理……………計画工程表に基づく工程管理の方法を記述する。 出来形管理………施工管理基準及び仕様書に基づき、当該工事などに必要な測定項目。 品質管理……………試験項目一覧表を作成する。主要なものは、試験方法、管理方法、試験場所など。 写真管理……………施工管理基準に基づき撮影計画一覧表を作成する。	記載	省略	省略
(9) 安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表、安全管理対策、火災防止対策、重機械作業対策等記述する。 安全意識の高揚・安全な施工体制環境を整えるために安全訓練活動及びビデオ等による安全教育を月あたり半日以上行う事などを記述する。	記載	記載	記載
(10) 緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策、土石流対策及び作業現場内の事故発生又はそのおそれがある場合の体制と対策等について記述し、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。 また、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について記載する。	記載	記載	省略

(11) 交通管理	当該工事にもなう資材の搬入、発生土等の運搬、工事現場周辺の交通対策と交通処理について記述する。	記載	記載	省略
事 項	内 容	一般 工事	小規模 工事	少額 工事
(12) 環境対策	関連法令及び仕様書に基づき、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について周辺住民に対する対策について記載する。	記載	省略	省略
(13) 現場作業環境の整備	現場事務所及び休憩所等、職員、作業員が快適に作業できる環境の整備、土木工事のイメージアップを図るとともに地域住民と対話のできる環境方法について記述する。	記載	省略	省略
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	当該工事から発生する建設副産物の量及び処理方法、処理場所を記入し、受け入れる場合は場所、数量を記載する。 残土処理がある場合は、静岡県盛土等の規制に関する条例に基づく手続きについて記述する。	記載	記載	記載
(15) 創意工夫等	高度技術、創意工夫、社会性等について提案を記載する。	記載	省略	省略
(16) その他	設計図書で施工計画書に記載するよう指示されているもの及び監督員の指示した事項を記述する。	記載	省略	省略

(注) 一般工事はすべて記載し、小規模工事、少額工事は、一覧表で「記載」と表記のある項目のみ記載する。

「工事施工に伴う諸手続き比較表」

契約図書に必要な項目	適用規則等	静岡県建設工事執行規則の運用(500万円未満)	小規模工事	
			(500万円以上3,500万円未満)	(少額工事500万円未満)
1.工程表	執行規則第20条	省略させることができる	提出	省略
2.工事工程月報	執行規則第20条	省略させることができる	提出	省略
3.請負代金内訳表	執行規則第20条		提出	契約書作成は提出 請書作成は省略
4.主任技術者現場代理人等通知	執行規則第22条	口頭による通知	提出	口頭による通知
5.施工計画書 (16項目)	仕様書第1編1-1-4		提出(6項目) (記入例)参照	提出(5項目) (記入例)参照
6.交通規制関係	仕様書第1編1-1-32		必要時	必要時
7.数量の算出及び完成図	仕様書第3編1-1-8		必要時	必要時
8.材料検査簿	執行規則第24条		省略	省略
9.使用材料品質証明書	仕様書第2編1章2節		提出	省略
10.休日・夜間作業届	仕様書第1編1-1-36		必要時	必要時
11.施工管理	仕様書第1編1-1-23			
出来形管理	施工管理基準		提出	面積計算書又は出来形図
品質管理	施工管理基準		提出	自主管理、提出省略
写真管理	施工管理基準		提出	着手前と完成時
12.再生資源利用計画書	仕様書第1編1-1-18		提出	提出
13.完成届出書	執行規則第39条		提出	提出
14.工事記録簿	執行規則第22条の2		省略	省略
15.工事写真帳	施工管理基準		提出	提出
16.完成検査写真帳			省略	省略

(3) 施工計画書の作成例

(表紙)

令和 年 月 日

施 工 計 画 書

総括監督員

様

受注者

現場代理人

令和 年度

工事 施工計画書について(提出)

標記について 土木工事共通仕様書第1編1-1-4
または 農林土木工事共通仕様書第1編1-1-6
に基づき提出します。

目 次

1 工事概要	○
2 計画工程表	○
3 現場組織表	○
4 指定機械	○
5 主要資材	○
6 施工方法(仮設備計画、工事用地等を含む)	○
7 施工管理計画	○
8 安全管理	○
9 緊急時の体制及び対応	○
10 交通管理	○
11 環境対策	○
12 現場作業環境の整備	○
13 再生資源の利用の促進	○
14 創意工夫等	○
15 その他	○

1. 工事概要

建設工事名 令和〇〇年度〔第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇号〕 (主)〇〇〇〇線
 〇〇〇〇〇〇〇〇工事 工期 自 令和〇〇年〇〇日
 至 令和〇〇年〇〇日
 建設工事箇所 静岡県 市 町 地内 受注者 〇〇建設株式会社

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	備 考
道路舗装工	補修工事	施工延長〇〇.〇〇	m		
舗装準備工	舗装版切断、 取り壊し、不陸 修正工	t=20~23cm、 補充材無し	式	1.0	主要工種以外は、 まとめて1式表示
舗装工	表層工	密粒度As(20) t=5cm	m ²	3,957	
	基層工	粗粒度As(20) t=5cm	〃	3,957	主要工種は 記載
	上層工	粒調碎石 t=25cm	〃	3,957	
	下層工	再生下層路盤材 t=30cm	〃	3,957	
交通安全施設工	区画線設置工		式	1.0	主要工種以外は、 まとめて1式表示
雑 工	Gr復旧工、As 切削工 他		式	1.0	
共通仮設工			式	1.0	

2. 計画工程表

建設工事名 工 期 自 令和 年 月 日 請負代金額 ￥ 円
 建設工事箇所 静岡県 市 町 地内 至 令和 年 月 日 施 工 者 ○○建設株式会社

工 程	種 別	単 位	数 量	構 成 比	10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		累 計 率	備 考			
					10	20	10	20	10	20	10	20	10	20					
道 路 舗 装	補 修 工 事														%				
舗 装 準 備 工		式	1.0	18.67											100				
舗 装 工	表 層 工	m ²	3,957	12.65											90				
	基 層 工	"	3,957	12.15											80				
	上 層 工	"	3,957	16.90											70				
	下 層 工	"	3,957	22.90															
交 通 安 全 施 設 工	区 画 線 設 置 工	式	1.0	1.08															
雑 工		式	1.0	2.92											30				
共 通 仮 設 工		式	1.0	12.73											20				
計				100.00											%				
備 考		進 歩 状 況	計 画	月 間			9.3		22.4		21.5		43.3		3.5				
				累 計			9.3		31.7		53.2		96.5		100.0				
				月 間															
				累 計															

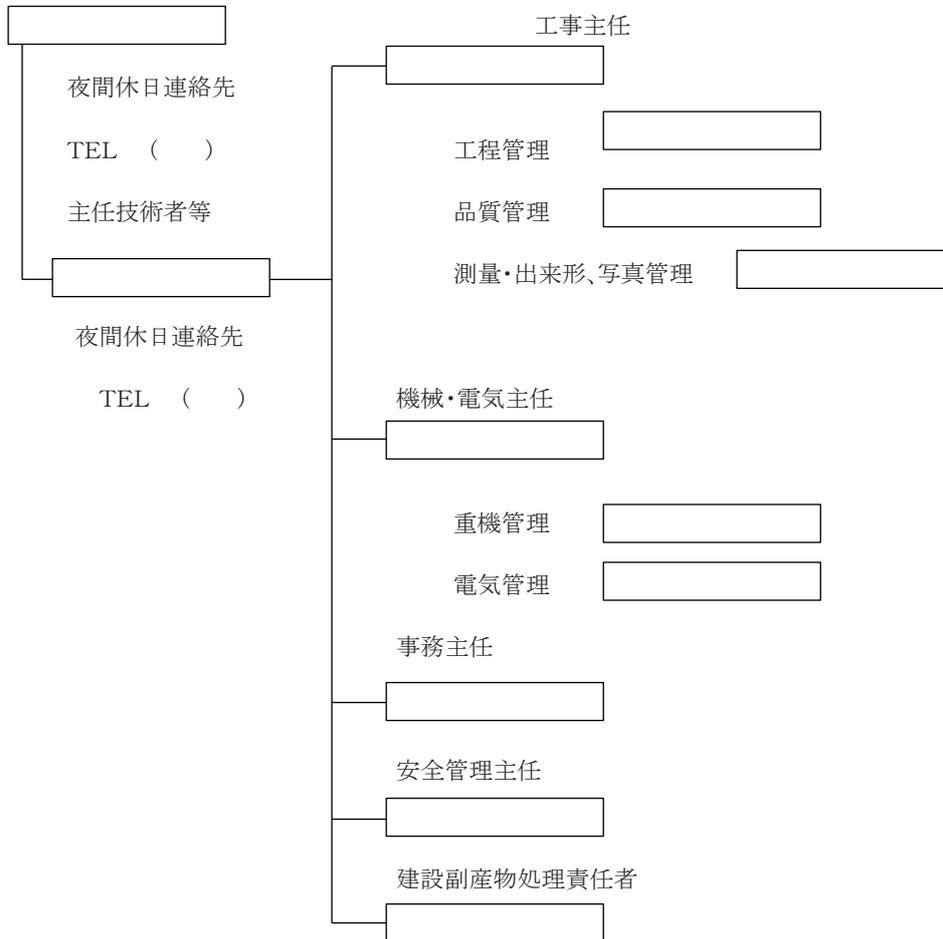
-25-

主要工種以外は、まとめて1式表示

3. 現場組織表

現場事務所 静岡県 市 町 TEL ()

現場代理人



4. 指定機械

機械名	規格又は容量等	台数	摘要
バックホウ	0.6m ²	1	(排出ガス対策型)舗装ガラ積込
バックホウ	0.3m ²	1	(排出ガス対策型)舗装版破碎用
コンプレッサー	10.5m ²	1	(排出ガス対策型)
タイヤローラ	8t-12t	1	(排出ガス対策型)路盤合材転圧用
モーターグレーダ	3.1m	1	不陸整正用
マカダムローラ	10t-20t	1	転圧用
ASフィニッシャー	2.5m-4.5m	1	合材敷均し用

5. 主要資材

品名	規格・寸法	購入会社名
再生下層路盤材	RC-40	
粒度調整砕石	M-30	
粗粒度アスコン	(20)	
密粒度アスコン	(20)	
アスファルト乳剤	PK-3	

6. 施工方法

(1) 一般事項

ア 作業時間及び休日又は夜間作業

(ア) 作業時間

集合体操 ()時 ~ ()時()分
 業務打合せ ()時()分 ~ ()時()分
 作業開始 ()時()分
 昼食休み ()時 ~ ()時
 作業終了 ()時
 休 け い 午前、午後各()分間

(イ) 休 日

土曜日、日曜日、祝祭日
 夏期休業 8月〇日~8月〇日
 冬期休業 12月〇日~1月〇日

ただし、作業の区切りそのほかにより就業時間を変更する場合は、監督員に協議する。

また、工程の関係又はその他の理由により、休日あるいは夜間において作業を実施する場合は、安全対策、監督員の立会等について協議する。

(2) 施工順序

ア 準備工

- ・ 工事実施に先立ち、関係機関との協議及び地元住民への周知を図り円滑な工事の施工ができるようにする。また、地下埋設物件の確認等、施工区間の現況調査、測量を行い仮B.Mを設置し、測量成果を監督員に提出する。
- ・ 仮B.M設置引き続き現状路面の縦横断測量を行い、各測点の引照点を横断上に左右2点設置するが、路面の状況に大きな変化がある箇所には測点を増設する。

イ 舗装版取壊

- ・ 施工に先立ち、打換部分をカッターにて切断したうえ、片側づつ5m毎に切断してブロック割りし破碎する。
- ・ 破碎はバックホウに装着したブレーカで行い0.6バックホウと同時作業により順次破碎、掘削、積込みを行う。この場合、在来の路盤を掘削しないように慎重に処理をする。
- ・ 運搬はダンプトラック11tを使用し、所定の間処理施設場(市町番地)に処理する。
 なお、運搬にあたっては過積載防止と交通規則を厳守させる。

作成例

- ・ 取壊し完了後はモーターグレーダを使用し在来路盤の不陸を修正し、端部は人力で修正する。
また、状況に応じて散水車を使用し適切な含水状態で、タイヤローラ8-12t、マカダムローラ10-12tを用い十分に転圧して締固める。

- ・ 施工完了後は監督員の立会を受ける。

ウ 下層工(再生下層路盤材 t=30cm)

- ・ 施工に先立ち、路床面の有害物を除去し路床に異常がないかの確認を行う。
- ・ 路盤材の敷均しにあたっては、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないよう転圧する。
- ・ 締固めにあたっては、最適含水比付近で所定の締固め度になるよう締固める。
- ・ 路盤材の敷均しはグレーダーで行い、転圧はマカダムローラ及びタイヤローラで行う。
- ・ 下層路盤工は施工に当たっては、材料の分離に注意し、締固めによって不陸を生じないようにする。
- ・ 既設構造物に接する路盤部分でタイヤローラによる締固め転圧を行うことが困難な箇所については、タンバ等で入念に締固める。
- ・ 締固め後には、現場密度試験を行い所定の品質を確認する。
- ・ 施工完了後は監督員に報告し指示を受ける。

エ 上層工(粒調碎石 t=25cm)

- ・ 施工に先立ち、下層路盤面の有害物を除去し路盤に異常がないかの確認を行う。
- ・ 下層路盤に異常があった場合は、グレーダー、転圧機械を使用し、不陸修正を行った後施工する。
- ・ 粒度調整路盤材の敷均しにあたっては、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下となるよう転圧する。
- ・ 締固めにあたっては、最適含水比付近で所定の締固め度になるよう締固める。
- ・ 路盤材の敷均しはグレーダーで行い、転圧はマカダムローラ及びタイヤローラにて行う。
- ・ 上層路盤1層の仕上がりは15cm以下になるように敷均し、転圧を行う。
- ・ 既設構造物に接する路盤部分でタイヤローラによる締固め転圧を行うことが困難な箇所については、タンバ等で入念に締固める。
- ・ 締固め後には、現場密度試験を行い所定の品質を確認する。
- ・ 施工完了後は監督員に報告し指示を受ける。

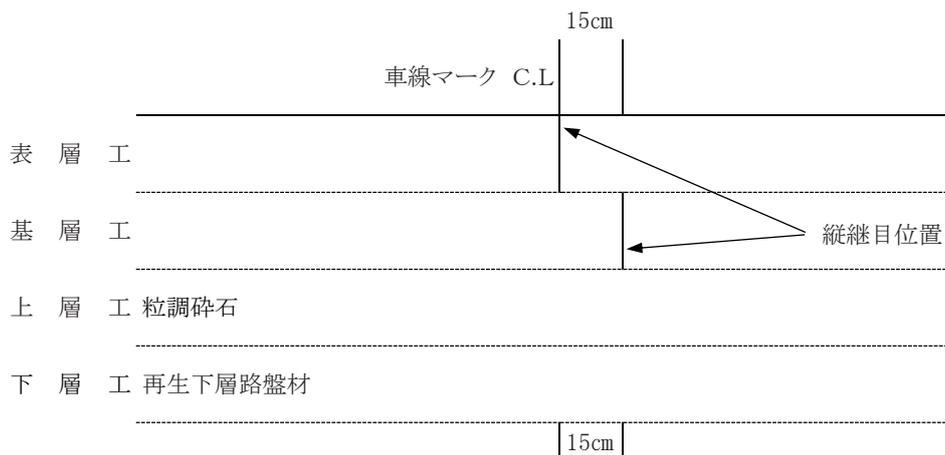
オ 基層工(粗粒度As t=5cm)

- ・ 配合設計及び試験練りについては、あらかじめ監督員の承諾を得る。
- ・ As混合物の運搬は清浄なダンプトラックを使用し、保温及び飛散防止の為シート類で覆う。又は、舗装端は型枠を鉄ピンで固定する。
- ・ 加熱As混合物の敷均しは、敷均し温度110℃以上とし、Asフィニッシャーで行う。
- ・ 転圧はマカダムローラ、タイヤローラにて所定の密度が得られるよう十分に行い、ローラによる締固め不可能な箇所についてはタンバ等で入念に締固める。
- ・ 縦継目の処理については、表層工の継目を車線マークに合わせるものとし、基層工の継目は、図-1のとおりとする。
- ・ 施工完了後は監督員に報告し指示を受ける。

カ 表層工(密粒As t=5cm)・

- ・ 施工に先立ち仕様書に基づき密粒度Asの配合設計及び試験練りを行い監督員の承諾を得る。
- ・ 舗設方法は、基層工に準じて施工するが、舗装面の平坦性には特に注意すると同時に集水施設に雨水がスムーズに流れるよう十分注意して施工する。
- ・ 施工完了後は監督員に報告し指示を受ける。

図-1 施工断面図



キ 切削工(終点部現道取付)

- ・ 施工に先立ち切削区間の路面上各測点にマーキングする。
- ・ 切削機械にて所定の厚さに切削工し、廃材は積込機でダンプトラック11tに積込み廃材処理場(市町番地の会社処理場)に運搬処理する。
- ・ 切削後の路面は人力にて清掃を行う外、下層工との段差部分のスリ付を施工して交通解放する。

ク 区画線(溶融式、仮ラインはペイント式)

- ・ 施工に先立ち使用材料について試験成績表を提出し、監督員の承諾を得る。
- ・ 施工は表層工施工当日分毎に車線境界線(破線)を仮ラインにて施工し、その後一括して本ライン(車線境界線、外側線)を施工する。

なお、本ライン施工前に監督員と協議する。

ケ 防護柵工

- ・ 既設防護柵は基礎コンクリートから引抜き撤去し、填充されている砂等をきれいに除去し、新材と交換復旧する。
- ・ 一部新設部分については、コンクリート打設前に型枠、塩ビ管を用いて支柱の位置に箱抜きをしておく。

コ 仮設備計画

- (ア) 夜間の安全確保に使用するため仮設電力を電力の路上電柱から受電する。
- (イ) 仮設備は現場事務所1棟を別紙-4のとおり設ける。

7. 施工管理

(1) 工程管理

- ・ 実施工程表に基づき総合的に管理する。また、実施工程は、日管理とし1ヶ月毎に工事工程月報を提出して進捗状況の確認を受ける。

なお、全体工程で10%以上遅れの状態になった場合は、速やかに工程に修正を加え工期内の完成に努める。

(2) 出来形管理

- ・ 出来形管理は設計図書に基づき管理するが、本工事の出来形管理は別紙-1の管理基準に示す箇所について行う。

(3) 品質管理

- ・ 品質管理は設計図書に基づき管理するが、本工事の品質管理は別紙-2の管理基準に示す項目について行う。

(4) 写真管理

- ・ 着工前、後は全景を撮影し、以後は随時工程の進捗による施工過程が判るよう別紙-3の管理基準に基づき管理する。
- ・ 写真管理はその目的及び意図を十分理解し撮影、整理する。
特に工事完成後明視出来ない部分については、注意して撮影する。

(5) 監督員の立会、段階確認及び検査の予定

- ・ 各工程で必要となる監督員による立会及び段階確認の工種、確認項目、確認時期などの予定は、以下のとおり。

【立会・段階確認】

工種	種別	確認項目	確認時期	備考
準備工	工事測量	基準点、水準点	工事着手前	
準備工	不陸整正工	幅、高さ、状況確認	施工完了時	
舗装工	下層路盤工	施工幅、厚さ、密度	施工完了時	
舗装工	上層工	施工幅、厚さ、密度	施工完了時	

【中間検査】

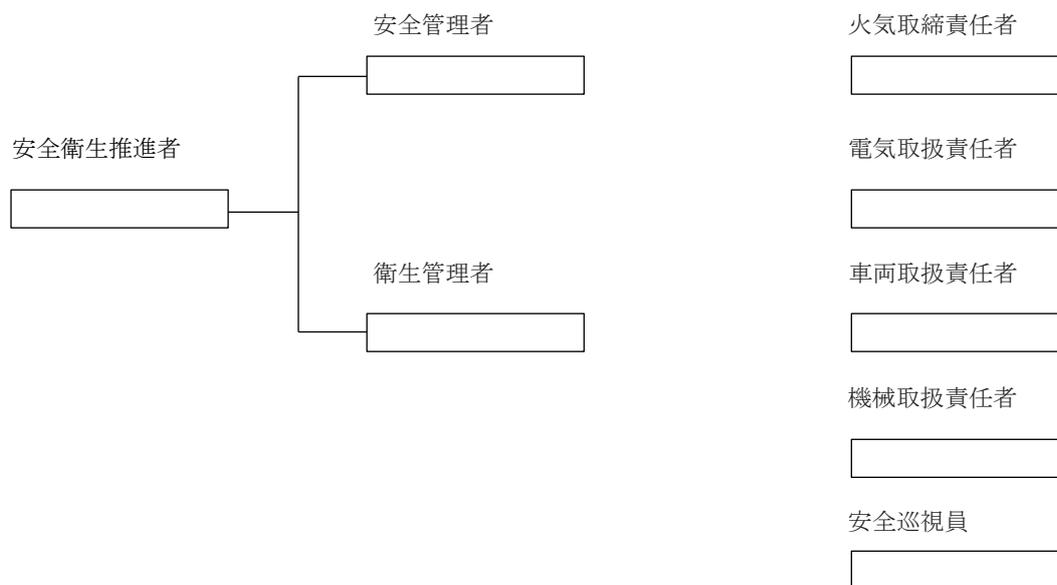
工種	種別	確認項目	確認時期	備考
舗装工	上層工	施工幅、厚さ、密度	施工完了時	

8. 安全管理

工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疾病を予防すると共に、第三者に対する災害の絶無を図り工事期間中安全巡視を行う。安全対策として下記の組織を構成し、又は事故発生時における連絡表を次に定める。

また、安全・訓練等の実施については、共通仕様書第1編1-1-26に基づき行い、別紙書式(安全・訓練の実施報告書)に整理し、提出する。

(1) (安全委員会の構成)



(2) 安全管理を徹底するため工事期間中は安全巡視員がパトロールする。

また、作業員全員により毎月半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。

(3) 工事現場内において、下記の安全目標を設け、安全衛生管理を積極的に推進する。

目標

- ・公衆災害の防止
- ・労働災害の防止
- ・疾病の予防

(4) 火気取締責任者を決め、工事現場内を巡回し、火災防止を図る。

また、油脂類及び塗料等の可燃物は、火気厳禁の指示を行い、周辺の整理整頓を実施し、作業終了後点検確認を行う。

(5) 配電する動力設備は、管理責任者を決め定期的に点検を実施し安全を図る。

また、施設は防護柵を設置し関係者以外の立ち入りを禁止する。

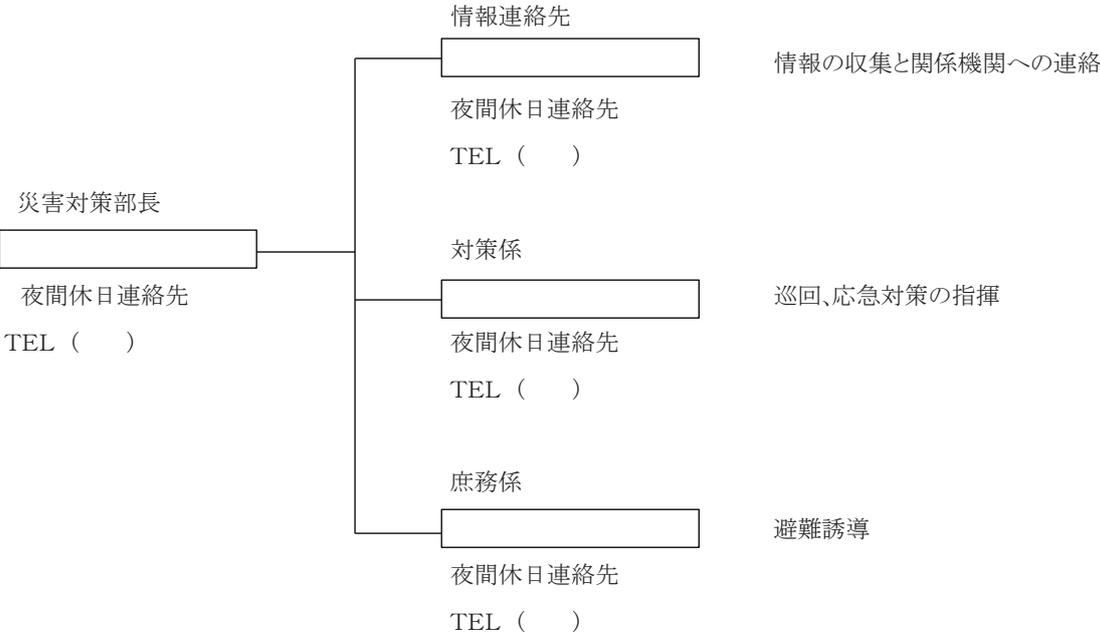
安全・訓練等の実施報告書

・実施年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日) 〇〇時~〇〇時
・場所	〇〇県〇市〇〇町 現場事務所内
・参加者	安全管理者、外作業員〇〇名
・実施項目	ex ・工事内容の周知徹底 ・工事における災害対策訓練 ・工事現場で予想される事故対策 ・土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
・実施状況写真	<div data-bbox="533 920 876 1106" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">実施状況写真の添付</div>

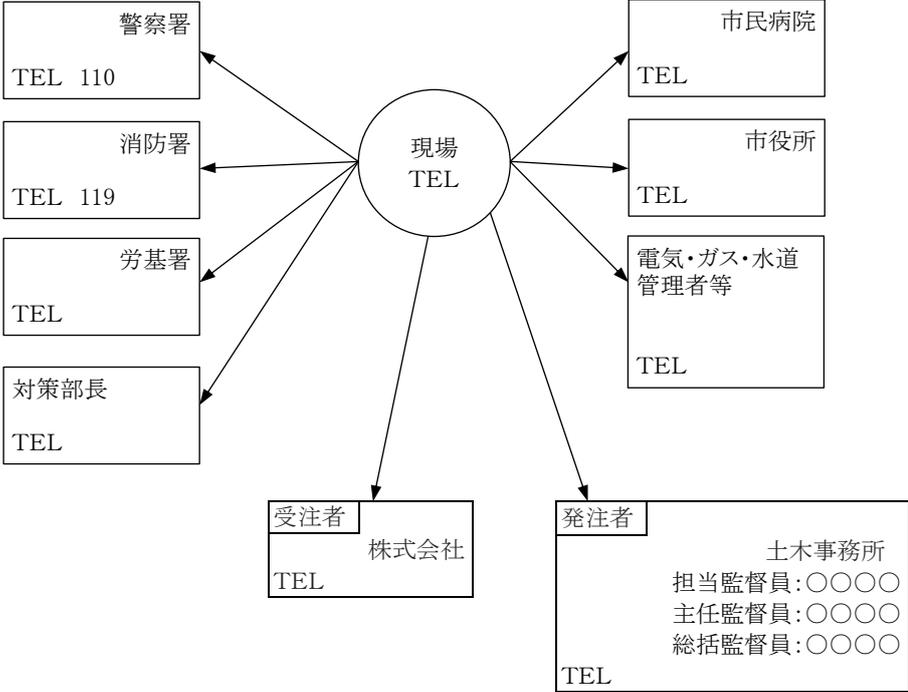
9. 緊急時の体制

(1) 大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、次の組織構成で対応し、必要に応じ現場内をパトロールし警戒する。また、現場内において事故発生又はそのおそれがある場合も同様の組織で対応する。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」発表時には、工事中断の措置をとり、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講ずる。



(2) 作業現場内の事故発生時における連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次のとおりとする。



(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応は次のとおりとする。

区分	対応
調査中	・情報収集を行い、関係者と連絡をとる。
巨大地震注意	・場合によっては、作業を中止する。 ・工事現場における施工構造物、仮設構造物、建設機械などについて、火災・延焼防止、敷地外への倒壊、資機材の落下防止、燃料などの流出・漏えい防止措置をとる。 ・工事現場からの避難経路・避難場所の確認を行う。
巨大地震警戒	・作業を中止する。 ・工事現場における施工構造物、仮設構造物、建設機械などについて、火災・延焼防止、敷地外への倒壊、資機材の落下防止、燃料などの流出・漏えい防止措置をとる。 ・工事現場から避難経路により避難場所へ避難する。

(避難経路・避難場所)



10. 交通管理

(1) 道路交通関係法令及び共通仕様書第1編1-1-36の交通安全に関する各項を厳守し現場安全管理者の指示のもとに事故のないよう、特に注意する。

(2) 残土運搬、資材運搬の経路は別紙-4のとおりとする。

残土運搬中一般道路を通過するため、一般通行を優先し通行に支障のないよう、運転手には「交通規則を守り運転マナーの向上につとめる。」ことを指示、徹底させる。

(3) 現場内交通安全対策は、共通仕様書第1編1-1-36に基づく保安施設を別紙-5のように設置するが、現場の状況、施工方法及び監督員の指示により増配等を行って、必要箇所在所定の保安施設及び交通整理員を配置する。

本線の規制方法は、2車線道路のうち片側1車線は閉塞し他の1車線を上り、下り交互に供する。また、工事の施工は日曜、祭日を除き8時30分から17時までの昼間作業とし、1日の作業を終える等工事を停止する時は、機械等を施工箇所のうち障害となる事が最も少ない場所に集め、一般車両が過って衝突しないよう、バリケード、赤色燈で囲う。

- ・ 工事施工箇所前方500、100、50mの各位置に工事箇所が予知できるよう工事看板を設置する。
- ・ 工事施工箇所付近には「おねがい」、「段差あり」、「徐行」、「車両誘導」等の看板又は標識を設置する。

作成例

- ・ 交通規制箇所にはバリケードをおいて工事区域を区画し、矢印板、交通整理員を配置して一般車両が過って工事区域内に侵入しないよう誘導する。
- ・ 工事責任者及び安全巡視員は常時現場を巡回し、安全不良の箇所がある場所には直ちに改善する。

(4) 過積載の防止

- ・ 土砂、Co殻、As殻等の運搬に当たっては、過積載防止に努めるとともに、作業員への周知徹底を図る。
- ・ 作業に使用する車両の積載量を事前に確認し、積載超過を防止する。
- ・ 資材納入業者には、事前に過積載の無いよう指導する。

11. 環境対策

- (1) 重機械を使用するときはエンジン等を必要以上に吹かしたりしないで振動、騒音等が少しでも押さえられるように努める。
- (2) 資材搬入の調整や防塵対策、水質汚濁対策などに留意し、近隣住民に迷惑をかけないよう注意を払う。
なお、工事中地元住民等より苦情又は、意見があった場合は、丁寧に対応しただちに監督員に報告する。

12. 現場作業環境の整備

- (1) 現場事務所及び休憩所等には、職員及び作業員が快適に作業でき、ゆっくりと休憩の出来る環境のよい事務所とする。テレビ又はラジオ、雑誌、四季の花、観葉植物等を置き*、環境作りに配慮する。
地元住民と、気楽に対話できる現場とし、現場事務所の周囲にも花壇等を作り*、建設現場のイメージアップに務める。
※は、一例として挙げたもので、これによる必要はない。
- (2) 現場内にクリーンボックス、灰皿を置き、現場と周辺の清掃を励行し、現場内と周辺を清潔に保つ。
(5S*徹底)
※整理、整頓、清掃、清潔、しつけ

13. 再生資源の利用の促進

- (1) 再生資材の搬入及び再生資源の搬出する場合は、別紙様式一1「再生資源利用計画」、様式一2「再生資源利用促進計画」のとおり提出する。
また、工事完了後、速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を提出する。
- (2) 残土処理が必要となった場合には、監督員と協議し処分先を決定する。
民間の有料残土処分場等へ搬出する場合には、『静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき、発注者から提供される土砂等発生元証明書、土地の利用状況等の調査結果書』残土処理業者に提出する。
また、残土処理業者から分析調査を求められた場合には、監督に報告するとともに、静岡県盛土対策課からの「お知らせ」等に基づき、地歴調査の結果により汚染のおそれの有無を確認してもらうことについて理解を求める。
- (3) それでもなお、残土処分場等から分析調査を求められた場合は、監督員と協議し分析調査が不要な他の処分場へ搬出する等の対応を決定する。

14. 創意工夫等

創意工夫等について提案を記載する。

- ・ 工事特性 他の類似工事に比べて、この現場特有の施工条件等
- ・ 創意工夫 工事全体を通じて実施する工夫
- ・ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献

なお、実施状況については、別紙6により提出する。

15. その他

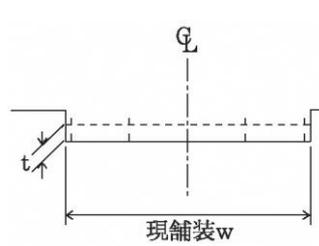
仕様書、特記仕様書等で施工計画に明記又は、記載するよう指示されているものは必ず記述する。

また、作業工程上やむを得ず夜間作業となる場合は、事前に夜間・休日作業届を提出するとともに、周辺住民及び関係機関とも協議調整する。

なお、以下の項目について該当する場合は、加えて記載すること。

- ・ 総合評価型入札における技術提案
- ・ 品質証明員の配置が必要な工事では、品質証明を行う内容、時期等の予定
- ・ 低入札工事では、補助技術者の役割

出来形管理基準

工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
		個々の測定値(X)	平均の測定値(X _n)			
路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の高さの差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。		
	幅 W	-25				

工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
		個々の測定値		測定値の平均 \bar{x}_n			
		中規模以上	小規模以下				
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基 準 高	±40	±50	-	基準高、幅は延長40mごとに、1箇所の割とし、基準高は、道路中心線及びその端部で測定する。 厚さは2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1個とし、掘起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	<p>*工事規模の考え方(舗装工関係共通) 中規模工事：施工面積2,000㎡以上とする。小規模工事：施工面積2,000㎡未満とする。 なお、施工面積300㎡未満においては厚さ管理を掘起こし及びコアー以外の方法 →水系による管理をすることができる。</p>	
	厚 さ			$\bar{x}_3 \sim \bar{x}_6$ -10 $\bar{x}_7 \sim$ -15			
	幅		-50	$\bar{x}_3 \sim$ -20			
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	$\bar{x}_3 \sim \bar{x}_6$ -6 $\bar{x}_7 \sim$ -8	幅は延長40mごとに、1箇所の割とし、厚さは2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡ごとに1個とし、掘起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
	幅		-50	$\bar{x}_3 \sim$ -20			
	厚 さ	-9	-12	$\bar{x}_3 \sim \bar{x}_6$ -2 $\bar{x}_7 \sim$ -3			
アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	$\bar{x}_3 \sim \bar{x}_6$ -2 $\bar{x}_7 \sim$ -3	幅は延長40mごとに、1箇所の割とし、厚さは2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は1,000㎡ごとに1個とし、コアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	<p>*工事規模の考え方(舗装工関係共通) 中規模工事：施工面積2,000㎡以上とする。小規模工事：施工面積2,000㎡未満とする。 なお、施工面積300㎡未満においては厚さ管理を掘起こし及びコアー以外の方法 →水系による管理をすることができる。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>	
	幅		-25	$\bar{x}_3 \sim$ -10			
	厚 さ						

作成例

工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
		個々の測定値		測定値の 平均 \bar{x}_n			
		中規模 以上	小規模 以下				
アスファルト舗 装工 (表層工)	厚 さ	−7	−9	$\bar{x}_{.3} \sim \bar{x}_{.6}$	−2	平坦性について ・カーブの多い山間地、および測定線 の全線→一測線が100m未満の場合は 省略することができる。 ・測定方法、測定箇所については、舗 装試験法便覧による。	
				$\bar{x}_{.7} \sim$	−2		
	幅	−25		$\bar{x}_{.3} \sim$	−10		
	平坦性	直読式標準偏差 (σ) 1.75mm以内 3 mプロフィールメーター標準 偏差 (σ) 2.4mm以内					

工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより 測定。		
	幅 w	設計値以上			

種工	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 下 層 路 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	再生下層路盤材：修正CBR40%以上	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300㎡以下は省略できる。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300㎡以下は省略できる。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグは適用しない。 ・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300㎡以下は省略できる。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300㎡以下は省略できる。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300㎡以下は省略できる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値			試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
7 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生下層路盤材に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が40%以下とする。			<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 再生下層路盤材に適用する。 中規模工事：2,000㎡以上とする。 小規模工事：2,000㎡未満とする。 材料の品質証明書によることができる。 300㎡以下は省略できる。 	○		
			施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる		個々の測定値	測定値の平均値 \bar{X}_n	<ul style="list-style-type: none"> 2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模工事：2,000㎡以上とする。 小規模工事：2,000㎡未満とする。 300㎡以下は省略できる。 	
							車道、路肩等	最大乾燥密度の93%以上	$\bar{X}_i \geq 97\%$ 以上 $\bar{X}_i \sim \bar{x}_i \geq 96\%$ 以上 $X_i \sim x_i \geq 95\%$ 以上			
			歩道 (密度を落とした場合)	最大乾燥密度の88%以上	$\bar{X}_i \geq 90\%$ 以上 $\bar{X}_i \sim \bar{x}_i \geq 89.5\%$ 以上 $X_i \sim x_i \geq 89\%$ 以上							
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288				<ul style="list-style-type: none"> 全幅、全区間で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 300㎡以下は省略できる。 			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			

記入例につき、以下省略。

各工種の品質管理基準について記載する。

写真管理基準

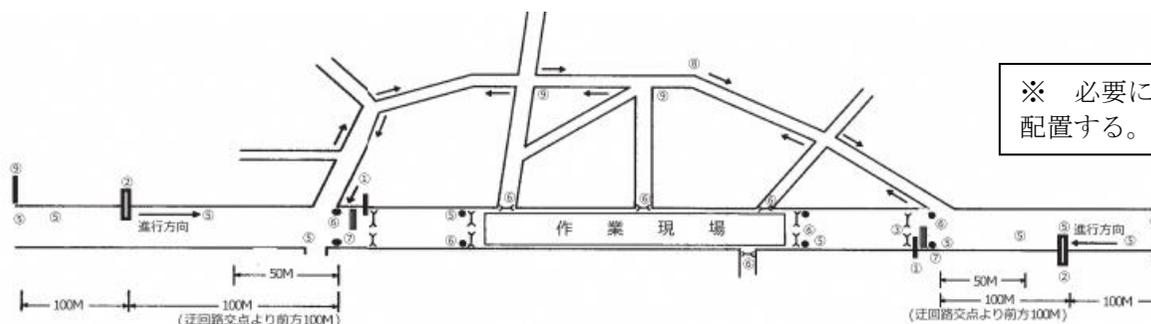
分類	工 種	撮 影 項 目	撮影時期	撮 影 頻 度	摘 要
着手前及完成写真	着 手 前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	
	完 成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月末	月1回	
			施工中	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜	
		施工中の写真	施工中	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮 設 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前後	1施工箇所につき1回	
	図 面 と の 不 一 致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	
安全管理写真	安 全 管 理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎につき1回	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎につき1回	
		監視員交通整理状況	作業中	各1回	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎につき1回	
使用材料写真	使 用 材 料	形状寸法	検収時	各品目毎につき1回	
		検査実施状況	検査時	各品目毎につき1回	

作成例

分類	工 種	撮 影 項 目	撮影時期	撮 影 頻 度	摘 要
品質管理写真	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	試 験 中 実 施 中	合材の種類毎に1回	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	試 験 中 実 施 中	合材の種類毎に1回	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
出来形管理写真	路面切削工	幅、厚さ	施 工 後	施工箇所毎に1回	
	基 層 工 表 層 工	整正状況	整 正 後	200m又は施工箇所毎に1回	
		タックコート、プライムコート	散 布 時	各層毎に1回	
		抜き取りコア厚さ	抜 取 り 後	全数量	
		平坦性	実 施 中	1工事1回	
	区 画 線 工	材料使用量	施 工 前 後	全数量	
		施工状況	施 工 前 後	施工日に1回	

現場内交通安全対策等
(保安施設の配置状況)

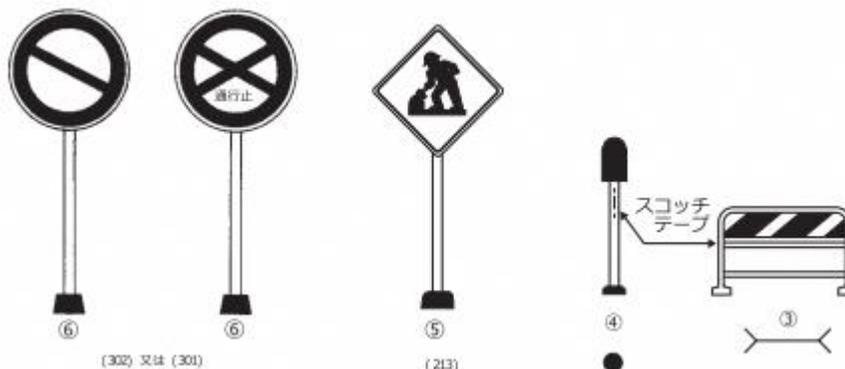
通行止の場合



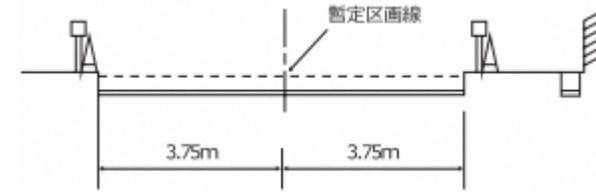
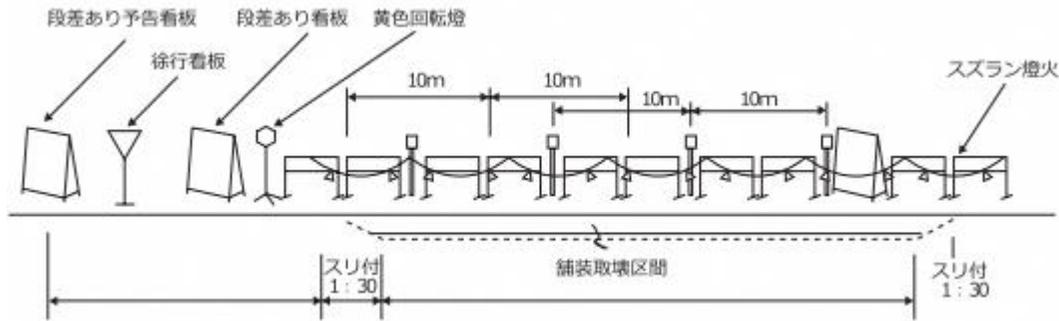
※ 必要に応じて交通誘導員を配置する。

(注) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
(抜粋)

「規制予告」を表示するものについては、記号は、標示板に表示する当該規制標識又は指示標識の種類に応じて別表第二備考一の(三)の3並びに4の(1)及び(2)に規定するところによるものとし、「規制予告(409-A)」を表示するものについては、文字及び緑線を着色地を白色とし、「規制予告(409-B)」を表示するものについては、文字、道路を標示する記号及び緑を白色、矢印を黒色、地を青色とする。

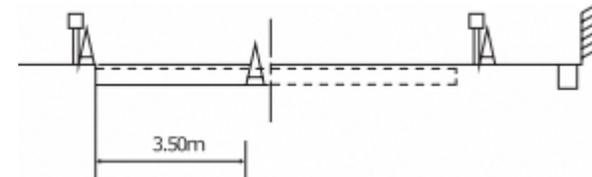
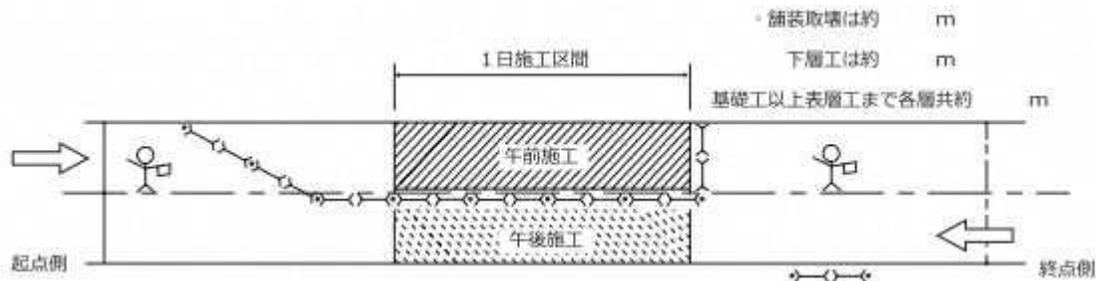


夜間交通対策図



舗装取壊から舗装完了までの縦断段差の交通対策として路肩段差部分に上図の様に保安施設を設置する。

施工工程計画図



No.26 (B. P)					No.52+11.0 (E. P)					
1ブロック		2ブロック		3ブロック		4ブロック		5ブロック		6ブロック (取合部)
1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	
L = 531.0m										切削工 (すり付)

8:30		
9	車線規制開始	9:00
10		
11		
12	車線切替	17:00
13		
14		
15		
16		
17:00	車線規制解除	17:00

作成日： [REDACTED]

工事ID： [REDACTED]

建設業許可番号： [REDACTED]

[REDACTED] 殿

一般財団法人 日本建設情報総合センター



建設副産物情報交換システム工事登録証明書 (計画)

本証明書は、下記の工事が2022年03月30日 現在、建設副産物情報交換システムに登録されていることを証明するものです。

記

工事概要

調査区分 : 計画のみ
発注機関 : 静岡県 [REDACTED] 土木事務所
請負会社名 : [REDACTED]
会社所在地 : [REDACTED]
工事名 : 令和3年度[第33-[REDACTED]号](主) [REDACTED] 線舗装修繕工事 [REDACTED]
工事場所 : 静岡県 [REDACTED]
工期 : 2022年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ~ 2022年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
請負金額 : [REDACTED] 円 (税込)
工事概要等 : 路面切削 [REDACTED] m² 基層工 [REDACTED] m² 表層工 [REDACTED] m²

※一例として引用したものであり、施工計画の例と一致しない。

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版-

1. 工事概要

発注機関名	静岡県 [REDACTED] 土木事務所	発注機関コード*1	[REDACTED]	担当者	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
発注担当者チェック欄							
法人番号	[REDACTED]	請負会社名	[REDACTED]	請負会社コード*2	[REDACTED]	記入年月日	R. 4年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
建設業許可または解体工事業登録	[REDACTED]	特定 [REDACTED] 号	[REDACTED]	工事責任者	[REDACTED]	調査票記入者	[REDACTED]
会社所在地	静岡県 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]	Email	[REDACTED]		

表面

工事名	令和3年度 [REDACTED]	工事種別コード*3	[REDACTED]	請負金額	[REDACTED] 万円 (税込み)	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	[REDACTED] 万円 (税込み)
工事施工場所	静岡県 [REDACTED] 区 [REDACTED] 町 [REDACTED]	住所コード*4	[REDACTED]	工期	令和4年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から 令和4年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日まで	再資源化等が完了した年月日	[REDACTED]
工事概要等	路面切削 [REDACTED] m ² 基層工 [REDACTED] m ² 表層工 [REDACTED] m ²	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	[REDACTED]	建設・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	[REDACTED]	年 月 日	[REDACTED]

建築面積	[REDACTED] m ²	階数	[REDACTED]	地上階	[REDACTED]	地下階	[REDACTED]
延床面積	[REDACTED] m ²	構造	[REDACTED]	用途	[REDACTED]		

※解体工事については、建築面積を御記入いただくなくても結構です。

2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入してください)			再生資源	
分類	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	再生資材の名称コード*7	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン	トン		96
	コンクリート及び鉄筋から成る建設資材			トン	トン		96
	合計			トン	トン		96
	木材			トン	トン		96
その他の建設資材	アスファルト	1 Top 20mm	2	904,000	1 904,000	4 1	100.0
	アスファルト	5 水貫1型 B配合	1	904,000	5 0,000	4 2	0.0
	合計			1808,000	904,000		50.0
	土砂			締めm ³	締めm ³		96
その他の建設資材	砕石			m ³	m ³		96
	強化ビニル管・継手			トン	トン		96
	石膏ボード			トン	トン		96
	その他の建設資材			トン	トン		96
合計			トン	トン		96	

<p>コード*5</p> <p>コンクリートについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生コン (F₁級) 2. 再生生コン (C₀再生骨材) 3. 再生生コン (C₁再生骨材) 4. 再生生コン (C₂再生骨材) 5. 再生生コン (C₃再生骨材) 6. 再生生コン (C₄再生骨材) 7. 再生生コン (C₅再生骨材) 8. 再生生コン (C₆再生骨材) 9. 再生生コン (C₇再生骨材) 10. その他 <p>コンクリート及び鉄筋から成る建設資材について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有筋コンクリート二次製品 (F₁級) 2. 有筋コンクリート二次製品 (C₀再生骨材) 3. 有筋コンクリート二次製品 (C₁再生骨材) 4. 有筋コンクリート二次製品 (C₂再生骨材) 5. 有筋コンクリート二次製品 (C₃再生骨材) 6. 有筋コンクリート二次製品 (C₄再生骨材) 7. 有筋コンクリート二次製品 (C₅再生骨材) 8. 有筋コンクリート二次製品 (C₆再生骨材) 9. 有筋コンクリート二次製品 (C₇再生骨材) 10. その他 <p>木材について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材 (ボード類を除く) 2. 木質ボード <p>アスファルト・コンクリートについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粗粒アスコン 2. 中粒アスコン 3. 細粒アスコン 4. 開粒度アスコン 5. 改質アスコン 6. アスファルトモルタル 7. 加型アスファルト安定処理層材 8. その他 <p>土砂について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土 4. 第四種建設発生土 5. 第五種建設発生土 6. 第六種建設発生土 7. 土質改良土 8. 建設汚泥処理土 9. 山砂、山土などの新材 (採取土、購入土) 10. その他 <p>砕石について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クラッシャーラン 2. 粒状調整砕石 3. 砕さい 4. 単粒度砕石 5. その他 <p>強化ビニル管・継手について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 硬質強化ビニル管 2. その他 <p>石膏ボードについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石膏ボード 2. シーキング石膏ボード 3. 強化石膏ボード 4. 化粧石膏ボード 5. 石膏ラスボード 6. その他 <p>その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)</p>	<p>コード*6</p> <p>アスファルト・コンクリートについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生生コン (C₀再生骨材) 2. 再生生コン (C₁再生骨材) 3. 再生生コン (C₂再生骨材) 4. 再生生コン (C₃再生骨材) 5. 再生生コン (C₄再生骨材) 6. 再生生コン (C₅再生骨材) 7. 再生生コン (C₆再生骨材) 8. 再生生コン (C₇再生骨材) 9. その他 <p>土砂について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調整層 2. 路床 3. 河川築堤 4. 構造物等の表込材、埋戻し 5. 宅地造成用 6. 水面埋立用 7. 堤防築造 8. 農地整備 9. その他 <p>砕石について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調整層 2. 路床 3. 河川築堤 4. 構造物等の表込材、埋戻し 5. 宅地造成用 6. 水面埋立用 7. 堤防築造 8. 農地整備 9. その他 <p>強化ビニル管・継手について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道 (配水) 用 2. 下水道用 3. トリプル用 4. 農業用 5. 散水用 6. その他 <p>石膏ボードについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 壁 2. 天井 3. その他 <p>その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)</p>	<p>コード*7</p> <p>コンクリートについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生生コン (C₀再生骨材) 2. 再生生コン (C₁再生骨材) 3. 再生生コン (C₂再生骨材) 4. 再生生コン (C₃再生骨材) 5. 再生生コン (C₄再生骨材) 6. 再生生コン (C₅再生骨材) 7. 再生生コン (C₆再生骨材) 8. 再生生コン (C₇再生骨材) 9. その他 <p>コンクリート及び鉄筋から成る建設資材について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有筋コンクリート二次製品 (F₁級) 2. 有筋コンクリート二次製品 (C₀再生骨材) 3. 有筋コンクリート二次製品 (C₁再生骨材) 4. 有筋コンクリート二次製品 (C₂再生骨材) 5. 有筋コンクリート二次製品 (C₃再生骨材) 6. 有筋コンクリート二次製品 (C₄再生骨材) 7. 有筋コンクリート二次製品 (C₅再生骨材) 8. 有筋コンクリート二次製品 (C₆再生骨材) 9. 有筋コンクリート二次製品 (C₇再生骨材) 10. その他 <p>木材について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生木材 (ボード類を除く) 2. 再生木質ボード <p>アスファルト・コンクリートについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生粗粒アスコン 2. 再生中粒アスコン 3. 再生細粒アスコン 4. 再生開粒度アスコン 5. 再生改質アスコン 6. 再生アスファルトモルタル 7. 再生加型アスファルト安定処理層材 8. その他 <p>土砂について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土 4. 第四種建設発生土 5. 第五種建設発生土 6. 第六種建設発生土 7. 土質改良土 8. 建設汚泥処理土 9. 山砂、山土などの新材 (採取土、購入土) 10. その他 <p>砕石について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生クラッシャーラン 2. 再生粒状調整砕石 3. 砕さい 4. その他 <p>強化ビニル管・継手について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生硬質強化ビニル管 2. その他 <p>その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)</p>	<p>コード*8</p> <p>再生資材の供給元について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取壊内利用 2. 他の工事現場 (内貯) 3. 他の工事現場 (海面) 4. 再資源化施設 5. 土砂ストックヤード 6. その他 	<p>コード*9</p> <p>施工条件について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生材の利用の指示あり 2. 再生材の利用の指示なし
---	---	---	--	---

※一例として引用したものであり、施工計画の例と一致しない。

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量		現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+④ (%)						
		②利用量 用途コード*10 小数点第三位まで	減量化 減量化コード*11 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	搬出先住所	距離 km	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量 ②+③+④ (%)	再生資源利用促進率 ②+③+④ (%)										
建設副産物	コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間															
	建設発生木材A (木材の乾燥材を除く)	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間															
	建設発生木材B (木材の乾燥材を除く)	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間															
	アスファルト・コンクリート塊	1808,000 トン	0,000 トン	0,000 トン	搬出先2 公共 民間							4	1808,000 トン	0,000 トン	1808,000 トン	100,0	96			
	その他骨材等	トン			搬出先1 公共 民間															
	建設発生木材B (木材の乾燥材を除く)	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間															
	建設汚泥	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間															
	金属くず	トン			搬出先2 公共 民間															
	現場化ビニル管 ・継手	トン			搬出先1 公共 民間															
	現場化ビニル管 ・継手を除く	トン			搬出先2 公共 民間															
紙くず	トン			搬出先1 公共 民間																
ガラス (破砕性)	トン			搬出先2 公共 民間																
その他の分別 された廃棄物	トン			搬出先1 公共 民間																
建設副産物 UEC222222	トン			搬出先2 公共 民間																
建設発生土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間															
	第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2 公共 民間															
	第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間															
	第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2 公共 民間															
	建設土のり	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間															
	改良土 (改良材を除く)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2 公共 民間															
	合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間															

コード*10
1. 路盤材
2. 裏込材
3. 埋戻し材
4. その他

コード*11
1. 鉄屑
2. 脱水
3. 天日乾燥
4. その他

コード*12
施工条件について
1. A指定処分
(角形時に指定されたもの)
2. B指定処分 (もしくは準指定処分)
(角形時には指定されていないが、
角形時に設計変更し指定処分とされたもの)
3. 自由処分

コード*13
【建設副産物の場合】
1. 売却
2. 他の工事現場
3. 広域設置制度による処理
4. 中間処理施設 (アスファルト合材プラント)
5. 中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)
6. 中間処理施設 (サーマルリサイクル)
7. 中間処理施設 (単独焼却)

【建設発生土の場合】
1. 売却
2. 物の工事現場 (内陸)
3. 物の工事現場 (海浜)
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・スワッチド
(再利用の目的がある場合)
6. 工事予定地・仮置場・スワッチド
(再利用の目的がない場合)
7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)
9. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)
10. 土捨て場・残土処分場

※一例として引用したものであり、
施工計画の例と一致しない。

※ 6, 9, 10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

搬入・搬出調書

別紙 [様式-3]

再生材発生資源	名 称	規 格	搬入 搬出 量 (t o r m ³)	年 月 日	搬 入 先 搬 出 先	備 考

注) 適用しないものは———で消すこと。

※ 生資源利用計画書(実施書)及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」により報告しない建設副産物がある場合は、搬入・搬出調書を提出する。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	請 負 者 名	
項 目	評 価 内 容	備 考
□工事特性 施工条件等への対応	□構造物の特殊性への対応	構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工震度等の規模が特殊な工事 構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
	□都市部等の作業環境、社会条件等への対応	地盤の変化、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響する工事 緊急時に対応が特に必要な工事 施工箇所が広範囲にわたる工事
	□厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件が大きな工事 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
	□長期工事における安全確保への対応	当初契約から12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く)
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□にチェックマークを記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

工 事 名				/
項 目	創意工夫	評 価 内 容	地域貢献	
提 案 内 容	現場と周辺の清掃活動			
(説明)				
工事施工期間中、定期的に現場周辺の清掃活動を行い、施工箇所周辺の美化を図る。				
(添付図・写真)				
1. 実施範囲は、以下の図のとおりとする。				
<p>平面図、写真等で工事現場の位置と具体的な実施範囲を明示。</p>				
2. 清掃活動実施計画				
○月○日 周辺のごみ拾い、路面清掃				
○月○日 側溝清掃				
○月○日 地域の美化活動に参加				
3. 期待される効果				
現場内とその周辺を清潔に保ち、美化に努めることにより環境の良い作業環境を確保する。				
また、実施により当工事のイメージアップや地域住民とのコミュニケーションを図り、円滑に工事が施工できるよう努める。				
※				
<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容を簡潔かつ具体的に記述し、抽象的な表現はしない ・実施の手順、得られる効果は何か記述する。 ・写真、ポンチ絵などにより理解しやすい資料とする。 ・評価に値しないものがあれば何が不足しているのか等、請負者に口頭で説明する。 				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

3-2 施工手続き

工事の施工に関する手続きは、次に定める方法によることを原則とする。

(1) 指示、承諾、協議に関する手続き(執行規則第21条、土木工事共通仕様書又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-2条)

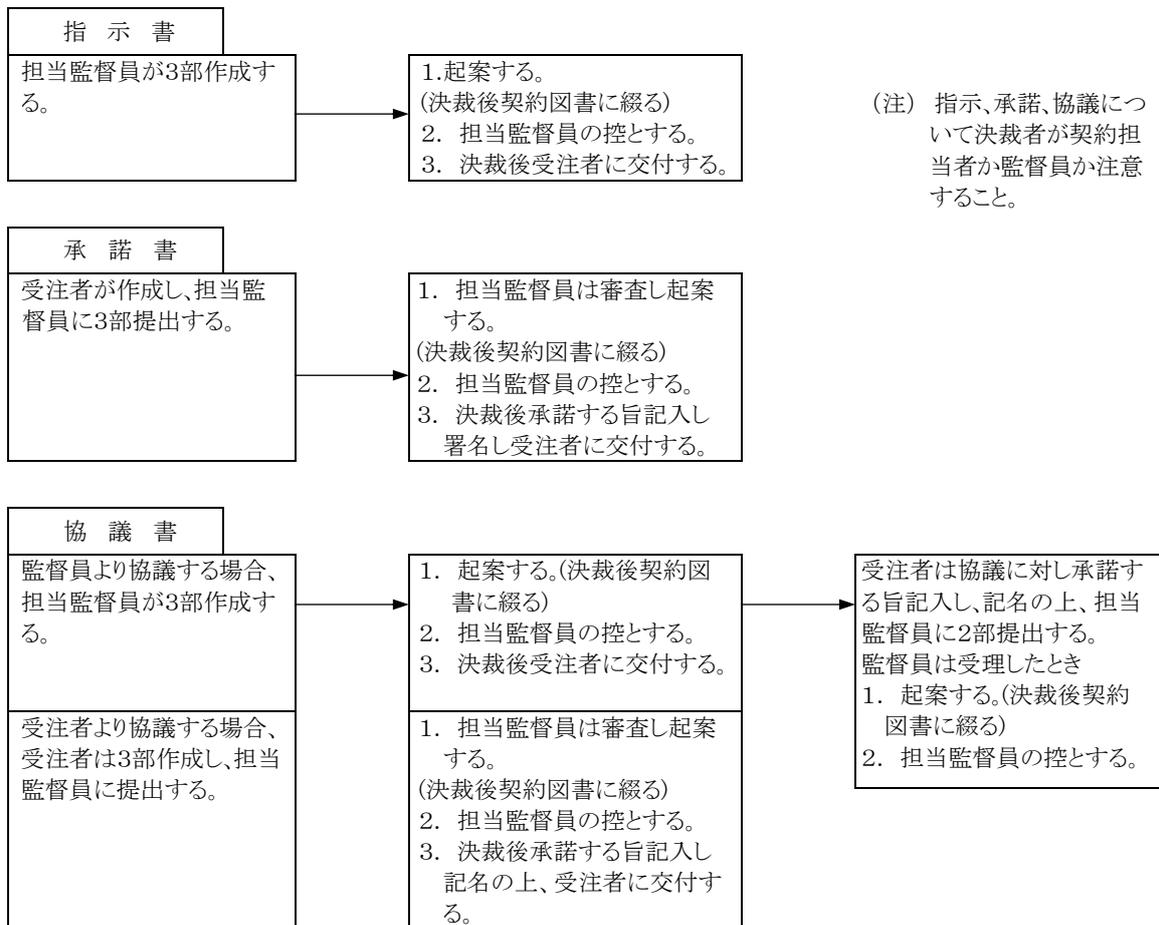
ア 指示、承諾、協議の定義

着手から完成までの段階における監督員と現場代理人等との指示、承諾、協議に関する手続きは、軽微なものを除き原則として書面により行い、その定義は次のとおりである。

- (ア) **指示**とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (イ) **承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- (ウ) **協議**とは、書面により契約図書の**協議**事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

イ 指示、承諾、協議の手続き

指示、承諾、協議の手続きは、監督要領第6条に定める書類の様式-1により次のとおり取り扱う。



(2) 工事材料について(執行規則第24条、土木工事共通仕様書又は農林土木工事共通仕様書第2編第2章)

ア 材料の使用について

受注者は工事に使用する材料を監督要領に定める様式-1(協議書)により使用材料品質証明書(品質を証明する。カタログ・見本品等)を監督員に提出する。

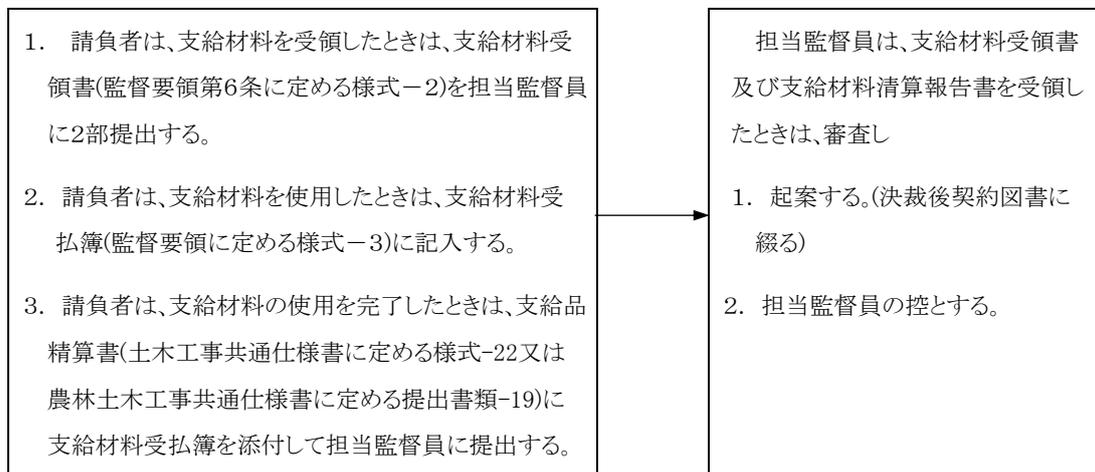
イ 監督員による検査(材料検査)

監督員は提出された使用材料品質証明書を設計図書に基づき規格、品質証明書等を照合して検査確認をする。
(材料の検査は、執行規則第24条第7項、検査技術基準)

ウ 材料検査簿(執行規則に定める様式第13号)

主要な工事材料で検査を受ける際に外部から明視することができないもので、材料検査を行った時は材料検査簿に記入し監督員の検印を受ける。

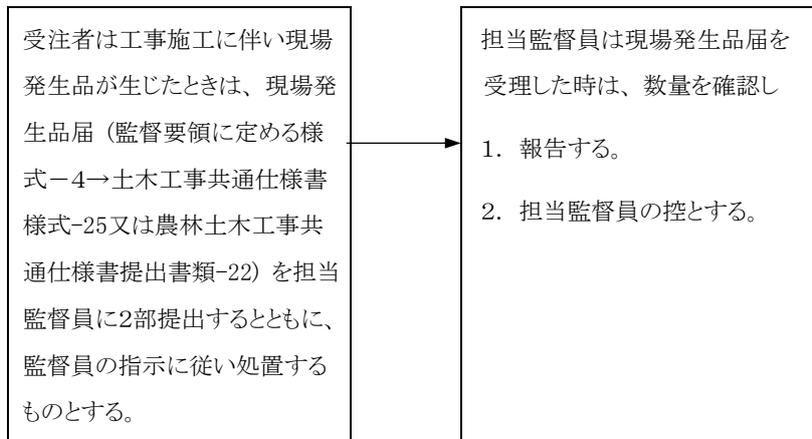
(3) 支給材料に関する手続き(執行規則第26条、土木工事共通仕様書第1編1-1-16又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-19)



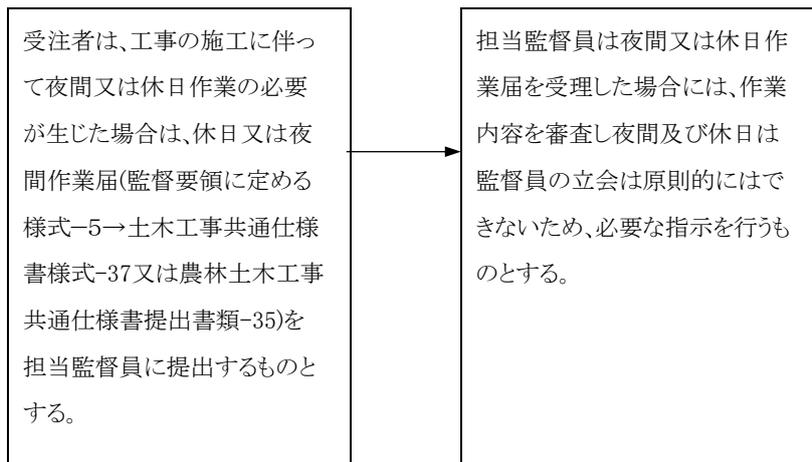
(4) 施工検査及び施工立会(執行規則第25条、契約約款第14条、土木工事共通仕様書第1編1-1-6又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-8)

監督員は、契約図書において監督員の施工検査又は立会を受けるものと指定された工事について、受注者より検査又は立会を求められたときは遅滞なくこれに応じ、当該工事の施工を適切に行ったことを証明する工事写真等の記録を受注者に整備させる。

(5) 現場発生品に関する手続き(土木工事共通仕様書第1編1-1-17又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-20)



(6) 休日又は夜間作業に関する手続き(土木工事共通仕様書第1編1-1-36又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-43)



(注) 休日又は夜間作業に対して監督員が対応可能か提出するものである。

支 給 品 精 算 書

令和 年 月 日

様

住所

受注者 商号

氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

工 事 番 号

建設工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく支給品について、下記のとおり精算しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量			摘 要
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	

上記の支給精算書は事実に相違ないことを証明する。

監督員

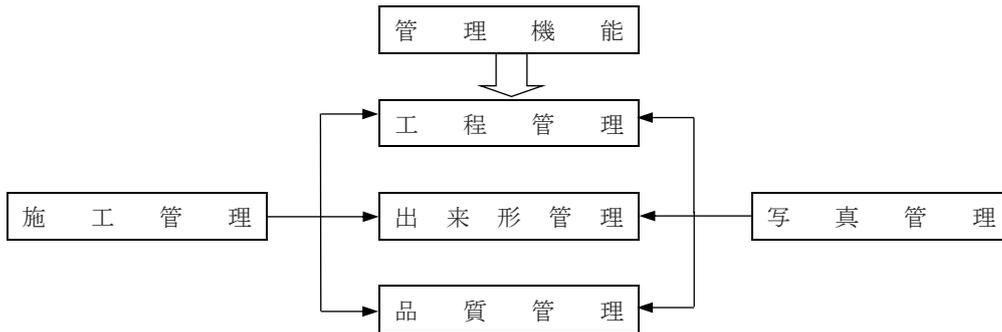
3-3 施工管理

受注者は、設計図書に定められた目的物を契約の工期までに適正に施工するために工事の過程において、統計的手法あるいは担当者の創意工夫等により必要な施工管理を行わなければならない。

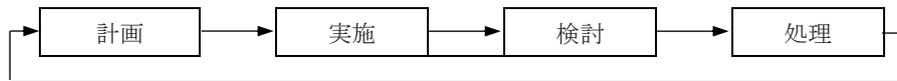
管理すべき項目は施工計画書の施工管理の項に明示し、監督員との協議がととのい次第管理図表等(実測値・検査測定値等は空欄)を作成する。

監督員は、立会、段階確認、審査等の方法により、受注者の施工管理の状況を把握しておかななければならない。

工事の施工管理は、土木工事共通仕様書第1編1-1-23又は農林土木工事共通仕様書第1編1-1-30に基づく施工管理基準から次のように定められている。



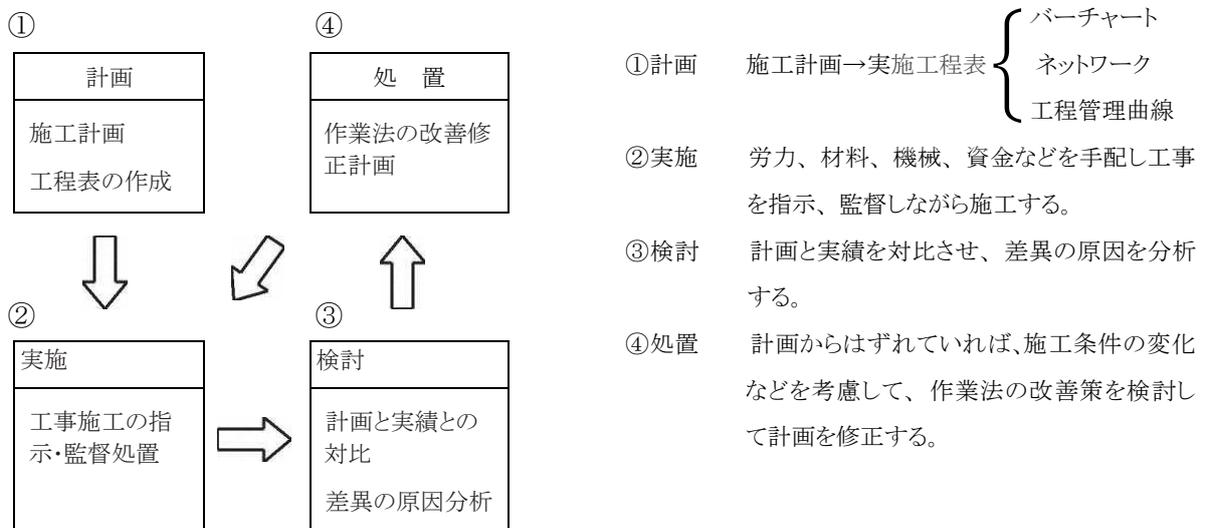
施工管理は、工事完了後の結果ではなく、その過程であるので、日々の管理をおこたってはならない。



よい管理を行うためには、施工管理を司る現場代理人や主任技術者等、及びこれを補佐する者は、以下の管理の手順に従って、計画・実施・検討・処理の段階を反復進行させることが大切である。

(1) 工程管理

ア 工程管理の手順



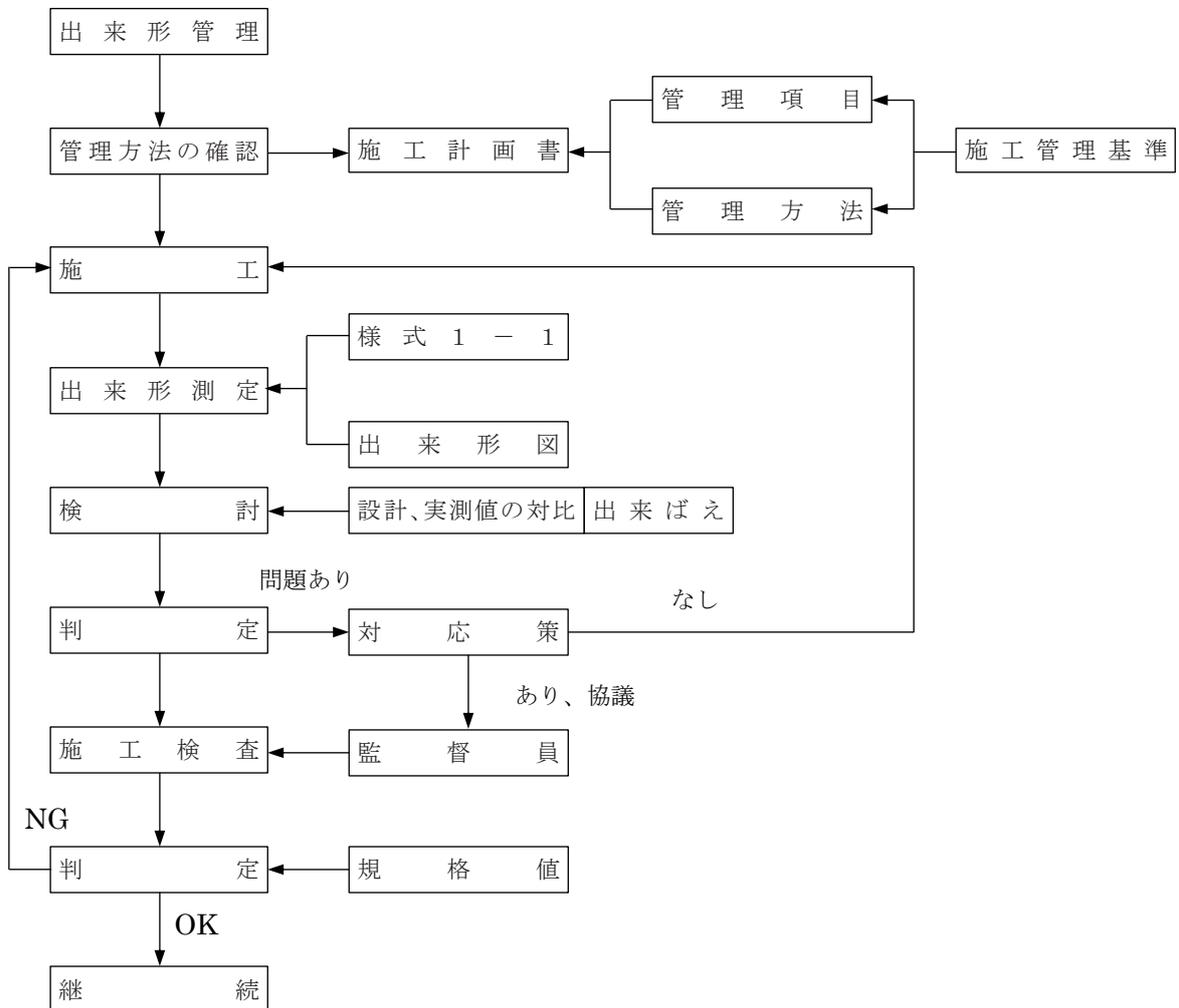
イ 工程管理の実施

区 分	方 法	管理データ	検 討	是 正 処 置	備 考
全体工程管理	①バーチャート ②バーチャートに曲線 工程表を付加する。 ③必要に応じネットワー ク図とする。	施工計画書の 実施工程表	計画と実施の対比	全体工程でー 10%以上の差異 が生じた場合は 改善策を構ず る。	

注: 工事工程月報を主任監督員の指示により提出するものとする。

(2) 出来形管理

ア 出来形管理の手順



受注者は管理表を常に現場に携帯し、出来形測定の都度実測値を記録してその結果に検討を加え、次の工程に反映させるように管理する。

イ 出来形管理図表

出来形管理図表は、測定数が5点以上の場合作成する。

出来形管理図表は、下記により作成し、施工単位完了ごとに監督員に報告した後、受注者が保管し完成届に添えて提出する。

(作成方法)

- (1) 施工管理基準様式2-1、-3は記入例による。
- (2) 法長の変化するブロック積擁壁や取付部の舗装面積などは展開図の設計値に出来形値を表示する。
- (3) 出来形の単位はmmを原則とする。

工事工程月報（ 月分 ）

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

令和 年 月末現在

工事名	路線 名 等 河川	箇所		契約額	工 期	工 程												備考		
		市町	字			〔 上段 計画% 下段 実績% 〕														
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月		3月	
		前半	後半	前半	後半	前半	後半													
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															
					・															

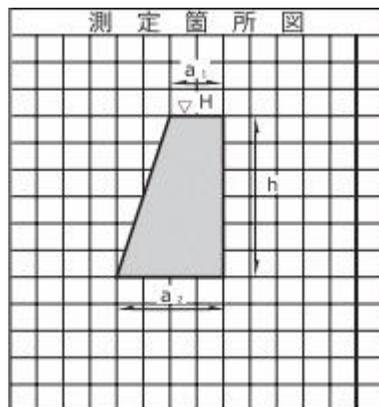
1. 複数工事を受注している場合には上より順に列記するものとし、完成した工事があっても消さないものとする。
2. 監督員が指示した場合には実施工程表により進捗状況を説明するものとする。

施工管理基準様式2-1

工事名 令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事

重力擁壁工出来形管理表

測定項目	記号	摘要
基準高		
幅		
〃		
高さ		
長さ		



重力擁壁工測定結果一覧表

測定者

測定項目	測点	(A) 設計値	(B) 実測値	(C) =(B)-(A) 差	規格値	(D) 検査測定値	(E) =(D)-(A)
H(基準高)	No.101	15.472	15.459	-13	±50		
a1(上幅)		400	404	4	-30		
a2(下幅)		1.400	1.407	7	〃		
h(高さ)		2.500	2.521	21	-50		
H	No.102	15.872	15.892	20	±50		
a1		400	410	10	-30		
a2		1.400	1.406	6	〃		
h		2.500	2.481	-19	-50		
L(延長)		20.470	20.510	-40	-50		
H	No.105 ⁺⁵	15.943	15.922	-21	±50		
a1		400	406	6	-30		
a2		1.480	1.489	9	〃		
h		2.700	2.710	10	-50		
H	No.106	15.943	15.940	-3	±50		
a1		400	396	-5	-30		
a1		1.440	1.447	7	〃		
h		2.600	2.589	-11	-50		
H	No.107	15.943	15.963	20	±50		
a1		400	403	3	-30		
a2		1.440	1.430	-10	〃		

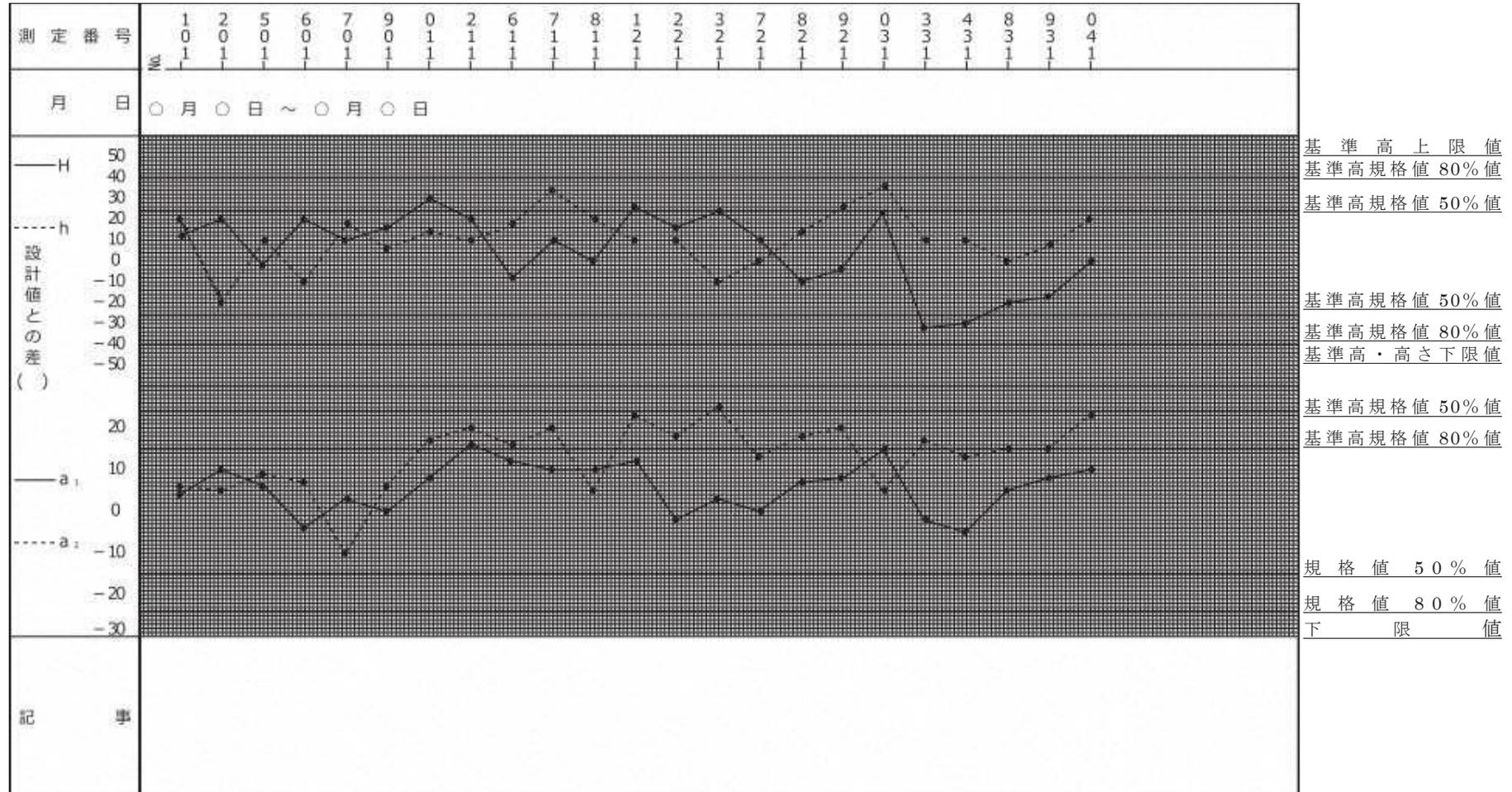
記載例

施工管理基準様式-3

工事名 令和〇〇年度 〇〇〇〇〇工事 重力擁壁工出来形管理図表

受注名 〇〇〇〇〇

測定者 〇〇〇〇〇



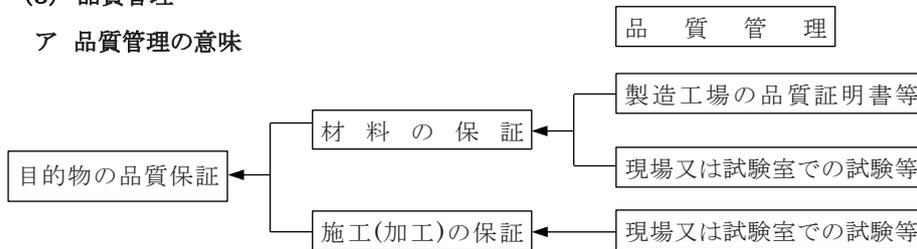
ウ 現地表示(マーキング)

出来形は、下記により現地に表示するものとする。

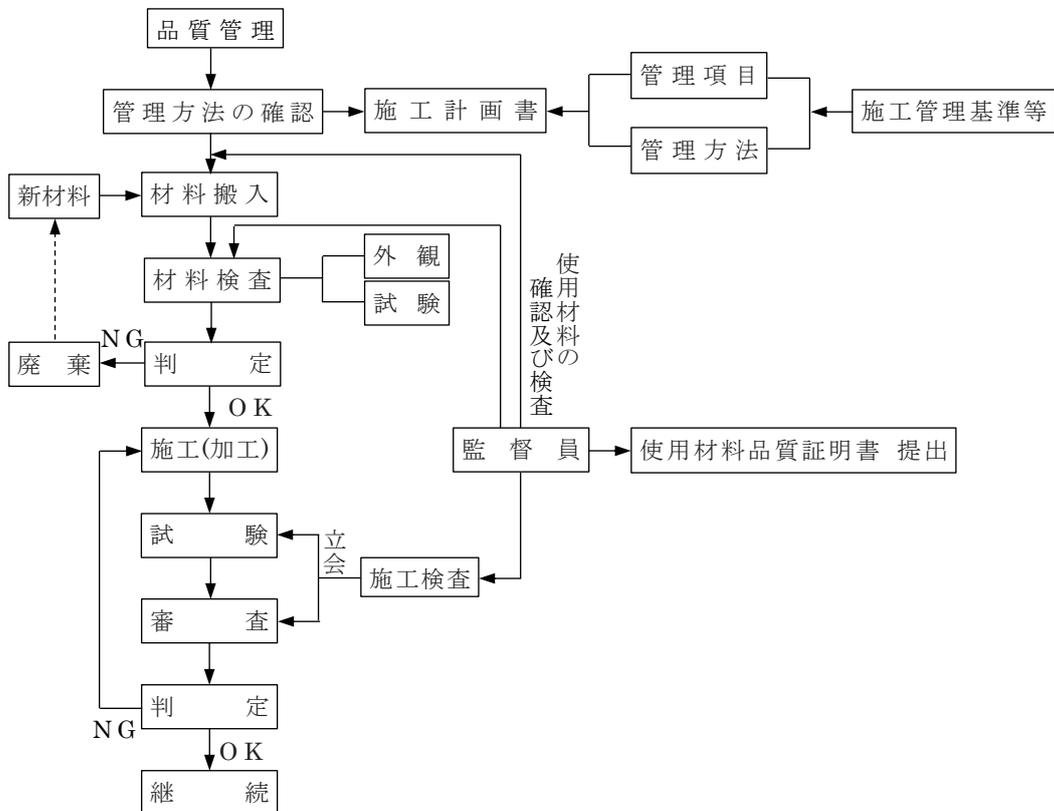
時期	場所	単位	大きさ	材料	色	延長の例示	上げ墨の例示	(不可視部分) 護岸工
監督員との打合せにより決定する。		mm	3cm程度	ペイント等	黒(白). 赤及び青	<p>設計値 (黒又は白) =13,500 ↑ 13,500 ↑ 実測値(赤) 測定方向に矢印をかく</p>	<p>上げ墨の例示 確認出来る箇所に明示する 根入れ長 S=2.0</p>	

(3) 品質管理

ア 品質管理の意味



イ 品質管理の手順



ウ 品質管理図表

品質管理図表は、測定数が5点以上の場合作成する。

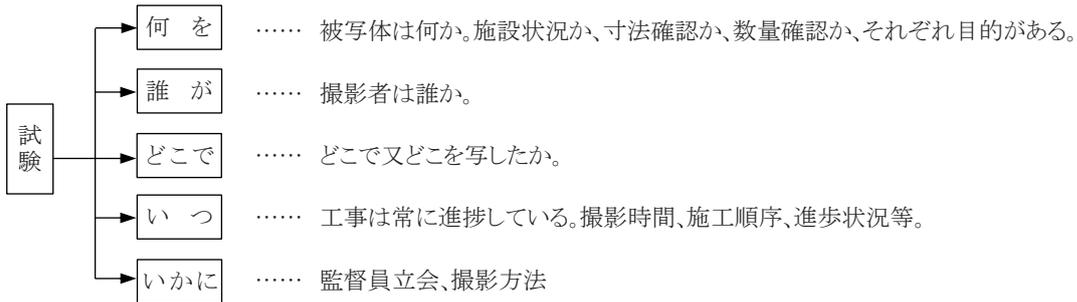
品質管理図表は、土木工事施行管理基準における品質管理基準の管理方法により作成し、各種工種の完了した段階ごとに監督員に報告した後、受注者が保管し完成届に添えて提出する。

(4) 写真管理

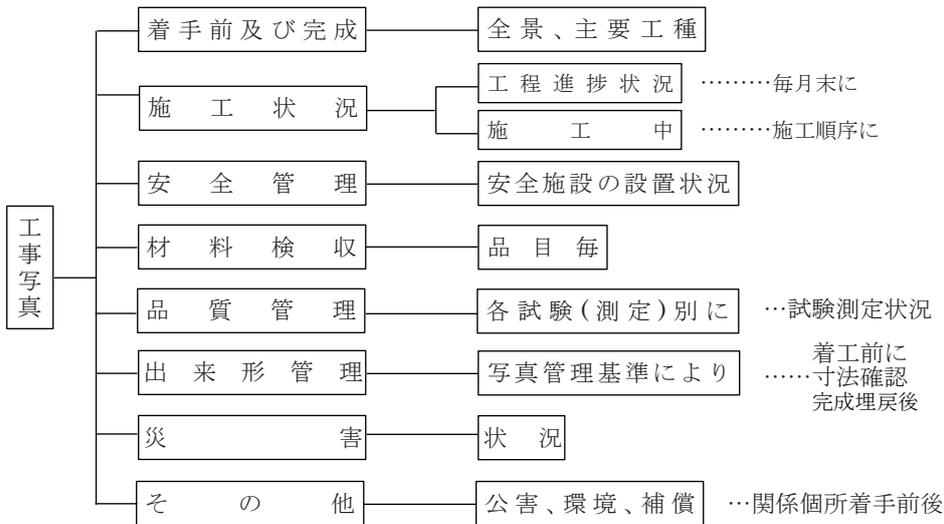
写真管理は、施工管理の一環として、工事等の施工記録と工事完成の出来形と品質管理の確認等を行うものとする。

(電子媒体 (デジタルカメラ等) によるものを含む)

ア 写真撮影の要素



イ 工事写真の分類と整理



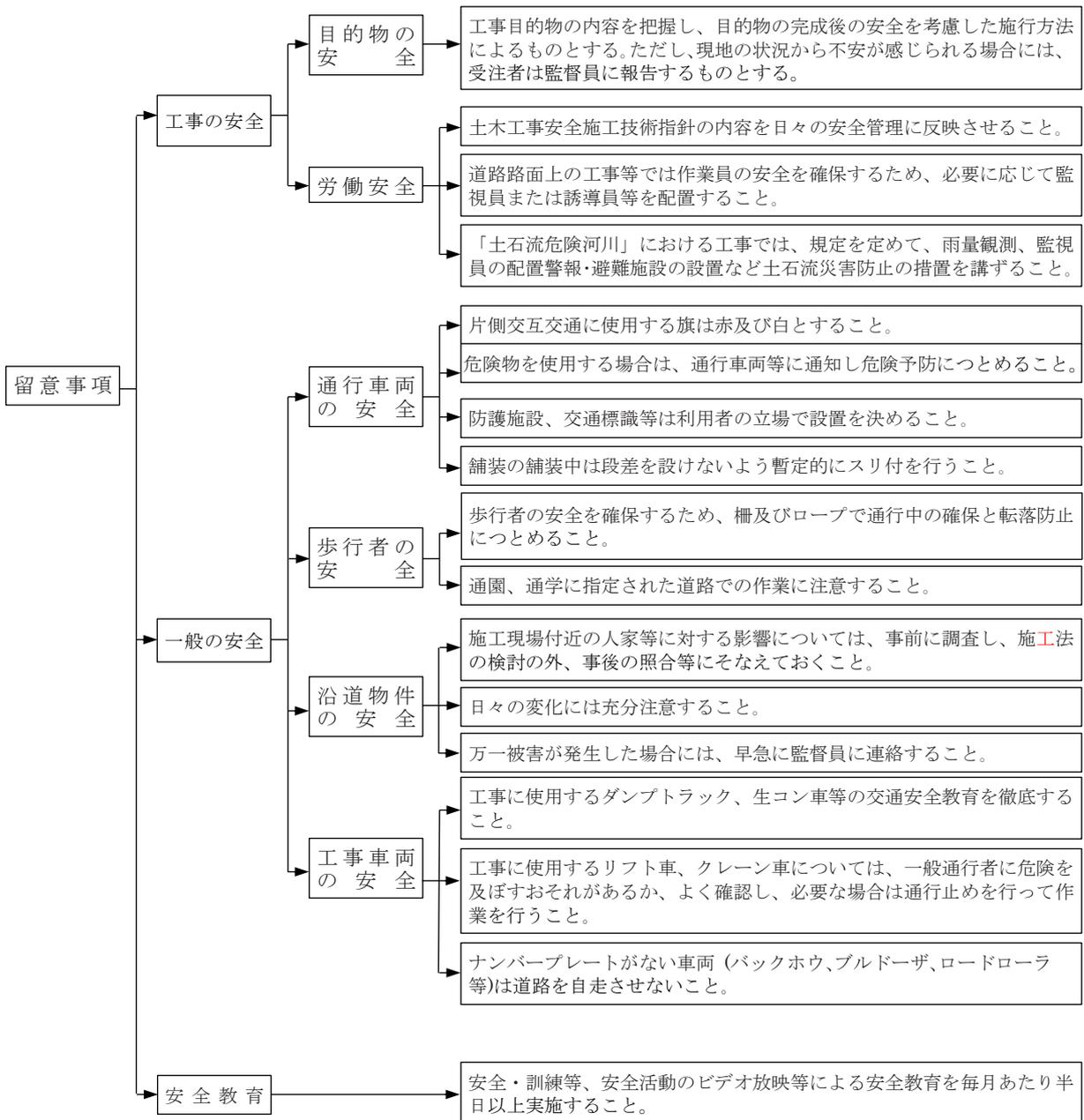
ウ 一般基準

撮影の仕様	写真管理	工事写真の提出整理
<p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p>	<p>主要な工事段階の区切り等では次により監督員の確認をうける。</p> <p>(1) 段階確認</p> <p>(2) 監督員に指示された場合はその都度</p>	<p>「撮影箇所一覧表」(土木工事施工管理基準 写真管理基準-3又は農林土木工事施工管理基準 写真管理基準-4)の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づくものとする。</p>
<p>工事写真撮影等の留意事項</p>		
<p>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</p> <p>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。</p> <p>* 高速度での視聴を目的とする場合は、監督員と協議のうえ、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p>	<p>撮影箇所一覧表の適用について、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>(5) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、監督員と提出頻度等を協議のうえ、取扱いを定めるものとする。</p>	

3-4 安全管理

受注者は、工事現場内での労働災害等を防止するため、「労働安全衛生法【同法施行令、同法施行規則】」（厚生労働省）、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省）、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（中部地方整備局）、「架空線上空施設の事故防止マニュアル（案）」（中部地方整備局）、「道路標識令」（国土交通省）、「道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」（静岡県）、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（国土交通省）及びその他の法の遵守事項をもとに実施するものとし、施工計画書に記載するものとする。なお、留意事項は下記のとおりである。

記



また、工事については「工事事故行動計画」（H30.8）、業務委託については「建設関連業務委託事故防止計画」（R4.4）をに基づき、「予想される事故対策リスト」及び「工事事故ハザードマップ」を施工計画書に、「安全作業宣言」を業務計画書に添付し安全対策に努めることとしている。

(1) 工事事務防止行動計画

受注者は、発注者が契約図書に添付する「工事安全管理に関する特記仕様書」により、当該現場の災害リスクを予測し、その対策を明記した「予想される事故対策リスト」を作成する。

受・発注者（総括監督員または主任監督員を含む）は、施工着手前の適切な段階で、受注者が作成した「工事事務ハザードマップ」を現地において合同で検証し、事故対策の実効性を確認する。

受注者は、施工計画書に基づき、安全対策を実施するとともに、工事の進捗に応じて、災害リスクの予測を適切に見直し、安全対策に反映させる。

予想される事故対策リスト(作成例)

予想される事故対策リスト

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
①	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触による 身体の転倒や挟まれ事故	<ul style="list-style-type: none"> 稼働させる機械の周囲への立入禁止措置 監視人の配置 機械移動範囲の地盤等安定保持 	<ul style="list-style-type: none"> 機械と接触するときには、機械が作動しない状態であることを確認を徹底する 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
②	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落事故	<ul style="list-style-type: none"> 先行手摺の設置 安全帯の固定 	<ul style="list-style-type: none"> 作業がない時は、足場への入口を塞ぐなどの予防対策も有効 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
③	【地下埋設物】 ドリルやリッパ等による埋設管（線）の破断事故	<ul style="list-style-type: none"> 管、線の管理者、及び利用者に現地立会を求め、埋設位置を予め確認 確認が十分にできない場合には、監督員と協議の上、人力掘削による試掘を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有の引込管等は存在が不明の場合もあることに留意する 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
④	【架空線】 重機のブーム等による架空線の切断事故	<ul style="list-style-type: none"> 防護カバーの設置 高さ制限装置の設置 注意看板の設置 立入禁止区域の指定 選任監視人の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者に施工方法等の確認、立会を求める 関係作業員への施設情報等の周知徹底 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
⑤	【第三者立入】 第三者の誤進入による接触、転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> 進入防止柵等による立入禁止範囲と通行可能範囲の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 施工段階に応じて範囲の設定を変更し、隙間の発生を防ぐ 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行者・自転車との接触事故	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故のハザードマップを作成・配布し、運行時の危険個所を周知 	<ul style="list-style-type: none"> 運行経路、時間帯にも配慮する。 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据え付け箇所の不等沈下等によるクレーン等の転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤の把握 敷鉄板の設置 改良、入替等による支持力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 荷重作用の直前、直後、中間時における敷鉄板の沈下等の確認を行う。 	/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()



(3) 工事事務事故対応マニュアル(抜粋)
 ア 工事事務事故等発生報告書(様式)

様式第1号									
								第 号	
								年 月 日	
交通基盤部長 様									
								〇〇事務所長	
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書									
商号又は名称									
代表者氏名									
許 可 番 号					大臣				
					() 第 号				
					知事				
営業所所在地					静岡県〇〇市〇〇番地				
関係工事名					年度[第 - - 号]()〇〇線				
					工事(工)				
工 事 箇 所					静岡県〇〇市〇〇地内				
発 生 時 期					年 月 日 PM : 頃				
発 生 場 所					静岡県〇〇市〇〇地内(現場内)				
<p style="text-align: center;">(内容) 別紙のとおりとし、次の資料を添付する。</p> <p>①事故報告書(インターネット国交省SASセンターアドレス sas.hrr.mlit.go.jp/ の様式に事務所安全委員会の対応、警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり)</p> <p>②事故の概要と再発防止(事例周知・再発防止様式)</p> <p>断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの</p> <p>③位置図、平面図(各々A4版)</p> <p>④工事施工計画書の写し</p> <p style="text-align: center;">以下⑤～⑪は必要に応じて提出する。</p> <p>⑤事故処理状況調書(時間的経過)</p> <p>⑥契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し</p> <p>⑦下請負人関係書類写し(注文請書、下請負人通知書、下請取引責任者通知書)</p> <p>⑧参考資料(新聞記事等)</p> <p>⑨労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し</p> <p>⑩労災保険加入の有無</p> <p>⑪被災者の診断書写し</p>									

イ 速報体制フロー図

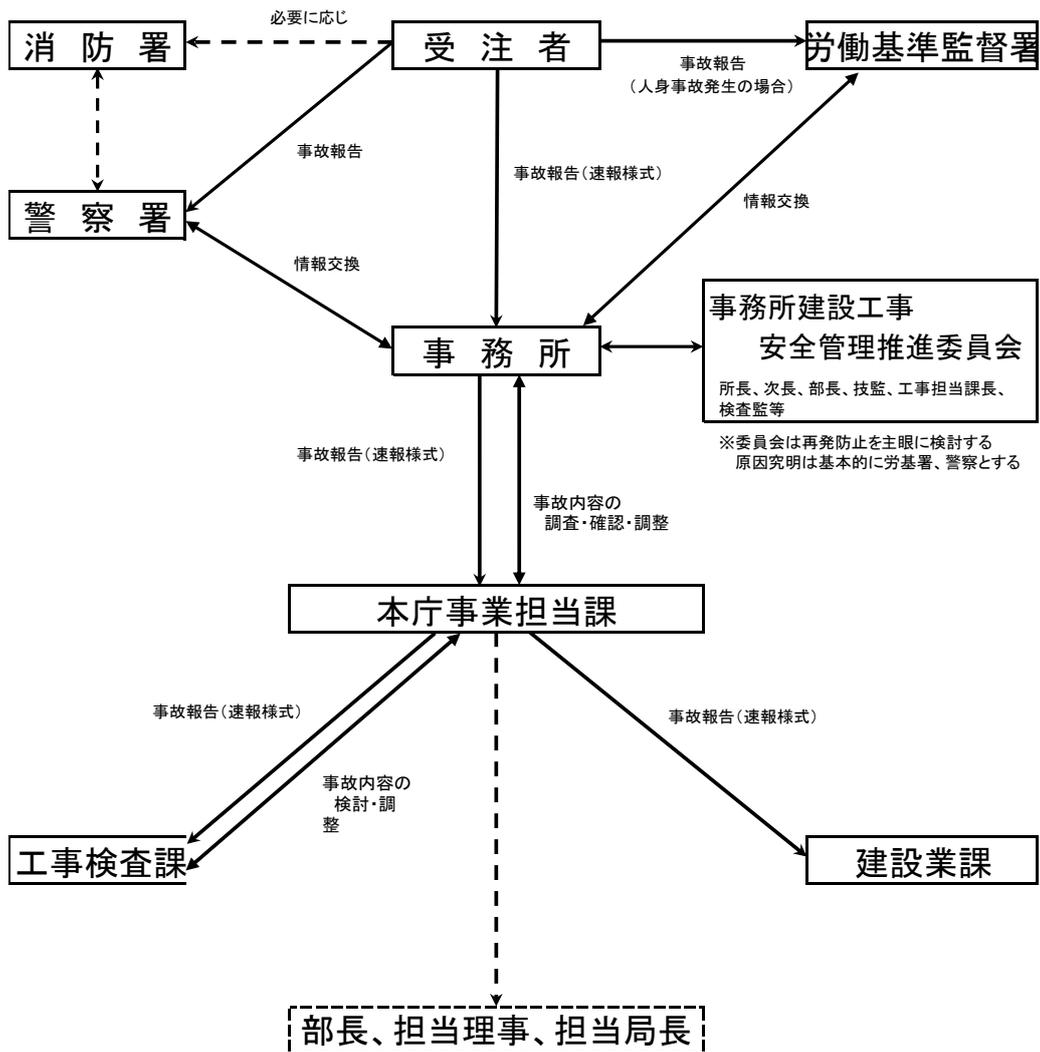
工事事故の措置対応は、事故速報に基づき、工事担当事務所、本庁事業担当課、工事検査課が事前に事故内容を検討・調整したうえで、事務所建設工事安全管理推進委員会に諮るものとする。

○事務所は本庁事業担当課へ速報の伝達と文書報告を行う。

○本庁事業担当課は、工事検査課と建設業課へ速報の伝達と文書報告を行う。

速報体制フロー <別紙1>

建設工事現場での事故等発生時の速報体制



<部長、担当理事、担当局長等まで報告が必要な事故>

- 1 公衆に死亡者又は負傷者（休業4日以上）を生じさせた事故
- 2 公衆に損害（社会的影響大）を生じさせた事故
- 3 工事関係者に死亡者又は負傷者（休業4日以上）を3人以上生じさせた事故

※事故速報は、次ページ以降に示す様式（人身、物損別）に、初報で確認できた内容を記載し速やかに「本庁事業担当課」へ送付。（注：すべての項目に記載できなくても、わかる範囲ですみやかに第1報を！）

※様式は、「工事検査課DB」→「カテゴリー：03工事事故・安全対策」→「工事事故」→「☆工事事故対応マニュアル」エクセルデータから引用してください。

ウ 事故速報(人身事故)記載例

↓プルダウンで選択↓

(速報様式)

発出区分 第3報	被害者の区分 工事関係者	被災状況 死亡事故(人) 傷害事故(1人) その他			報告年月日時間 令和 年 月 日 13:00	
事故速報(人身事故) (第3報) <small>受注者名、第三者名等</small>						
情報の通報者名 株式会社〇〇建設工業 工事 建太		日付入力: 西暦/月/日 時刻入力: 17:00 令和 年 月 日 17時00分 受信			上表の下端は 該当項目以外を 見え消し	
<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> 人身事故 記載例 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 決裁欄のスペース </div> <p style="text-align: right; color: red;">天候は必ず入力 温度・風速は任意</p>						
発信者	〇〇土木事務所 ◆◆支所					
事故発生日時	令和2年7月5日(日) 17時15分		天候(温度・風速)			
事故発生場所	〇〇郡△△町□□地先					
工事名	No. 31-K2755-01-11-02 ←整理番号 半角英数ハイフン入りで入力					
工期	令和2年9月10日 から 令和3年1月29日 まで	請負金額	49,035,800 円			
受注者名	株式会社〇〇建設工業					
現場代理人	〇山 一郎	主任(監理)技術者	□川 次郎			
事故の内訳	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)
	〇海 太郎	元請 45	男	作業員	部位・状態: 右足すね・左足かかと骨折 程度: 休業90日程度	病院名: 伊東市民病院⇒伊豆今井浜病院 手術・入院: 7/9 手術、1週間程度入院
					部位・状態:	病院名:
					状態:	手術・入院:
事故の概要	《工事の実施状況》 仮設防護柵(L=21m H=5m)設置 《事故の概要》 仮設防護柵の横矢板を設置するため鋼矢板をクレーンで吊る玉掛け作業を行っていたところ、足元に積まれていた鋼矢板に、防護柵基礎の埋め戻し作業をしていたバックホウの排土板が誤って接触して荷崩れを起こし、足元に崩れ落ちた。					
等	《経緯》 別紙のとおり					
処置	事務所安全管理推進委員会の判定:		B-3 事務所長文書注意		最終報の場合、必ず入力	
備考	《関係機関の対応状況》					
	労基署	報告	労働者死傷病報告書を作成中			
		見解	報告書の内容により、具体的な調査の有無が決定される			
	警察署	報告	7月14日午前●●警察署刑事課に報告、会社資材置き場にて見分を実施			
	見解	事件性はなく事故扱いと判断された				
《その他》 被災者が下請人等の場合、その商号又は名称 ・被災者は一次下請 ●●建設(有)の社員						

被災者が下請業者所属の場合は、備考欄にその商号または名称を入力

↓プルダウンで選択↓

【別紙】

《事故の原因と事故発生時における安全対策の実施状況》

・事故の原因

○月△日の降雨による道路への土砂流出に対する応急工事で、交通開放に向けて作業を急いでいた。休日でも十分な作業員が確保できなかったことや大型重機の手配が遅れたこと、仮設防護柵の基礎設置箇所温泉管が埋設されていたこと、また、降雨も断続的に続いていて、作業が思うように進まず、焦りが生じていた。

このため、作業の進捗を早めようと、舗装の路盤工、仮設防護柵の基礎周りの埋め戻し、仮設防護柵の横矢板の溶接作業の3つの作業を同時に行っていた。

さらに、現場代理人が監督業務を行いながら、基礎周りの埋め戻しの補助作業も行っていた。

溶接用の鋼矢板を10枚重ねて3列に置き、被災者がその間に入って玉掛け作業をしていたところ、積み重ねていた鋼矢板に仮設防護柵の基礎周りの埋め戻し作業をしていたバックホウの排土板が誤って接触して、鋼矢板が荷崩れを起こし被災者の足元に崩れ落ちた。

《現場代理人等の現場常駐状況》 不在の場合は理由を記載

常駐していたが、事故発生時は、仮設防護柵の裏側に回って、基礎周りの埋め戻し作業の監督業務と補助作業を行っており、玉掛け作業はH鋼の陰になって確認できていなかった。

《事故発生後の事務所及び受注者の対応状況》

○月○日 12:00 事故発生

全作業を一旦中断し、別の作業員が肩を貸して被災者を〇〇病院に搬送

現地で法面上部を目視していた◇◇技監、△△班長と現場代理人で、被災者の状況から重症ではないと判断した

17:30 被災箇所の応急対策で現場の完了が近づいていたため、工事再開を指示した

18:30 被災者が〇〇病院を受診、専門医が不在のため応急処置を受け帰宅

20:15 現場作業が完了

20:30 (国)〇〇〇号の通行止めを解除し、交通開放

20:45 ◇◇技監から●●次長へ現場から帰所する車中にて電話で事故報告

21:15 〇〇技監から●●検査監へ支所から電話で事故報告し、明朝第1報を送ることとした。

△月△日 8:40 支所から事務所へ第1報を送付

9:30 被災者が精密検査のため★★病院を受診

10:55 事務所から本庁●●●●●●●●課に第1報報告

13:00 (株)□□建設工業社長と現場代理人の工事氏が支所へ来所
工事故報告書の作成について説明

17:45 事務所から本庁●●●●●●●●課に第2報報告

◇月◇日 8:40 ◇◇技監から■●●●●●●●所長、▲▲次長、●●●●●●●●検査監に事故の概要を説明

14:50 被災者の診断書の写しを受理

□月□日 業者から事故報告書の提出

☆☆☆日 9:30 事務所にて再発防止策について協議
(所長、次長(技)、技監兼支所長、検査監、支所班長)

11:30 事務所から本庁●●●●●●●●課に第3報を送付

10:30 事務所にて安全管理推進委員会開催 判定:B-3

エ 事故速報(物損事故)記載例

(速報様式)

発出区分 第3報	所有者等の区分 民有物	←プルダウンで選択		報告年月日時間 令和 年 月 日 13:00
事故速報(物損事故) (第3報) <small>受注者名、第三者名等</small>				日付入力: 西暦/月/日 時刻入力は17:00 令和 年 月 日 17時00分 受信
情報の通報者名 株式会社□□建設工業 工事 建大				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 物損事故 記載例 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 決裁欄のスペース </div>				
<small>天候は必ず入力 温度・風速は任意</small>				
発 信 者	○○土木事務所 工事第1課			
事故発生日時	令和2年11月5日(木) 16時08分	天候(温度・風速)		
事故発生場所	○○郡△△町□□地先			
工 事 名	No. 31-K2755-01-11-(0)-2-整理番号 半角英数ハイフン入りで入力			
工 期	令和2年9月10日 から 令和3年1月29日 まで	請負金額	49,035,800 円	
受注者名	株式会社□□建設工業			
現場代理人	○山 一郎	主任(監理)技術者	□川 次郎	
損害等の状況	施設名等	●●電力 電柱		
	所有者等	●●電力		
	損害の状況	電柱の破損		
	復旧の見込	○月○日 復旧完了		
事故の概要等	《工事の実施状況》 掘削残土集積作業中			
	《事故の概要》 残土集積作業中に、架空支線を重機アームで引っ掛け、電柱を破損した。			
	《損害施設の被害状況(不特定多数が利用している施設等を損傷した場合の被害状況も含む)》 電柱が傾き、電線が垂れ下がった(周辺民家約100戸が停電)			
	《経緯》 別紙のとおり			
処置	事務所安全管理推進委員会の判定:		B-2 事務所長文書注意	最終報の場合、必ず入力
備考	《関係機関の対応状況》			
	警察署	報告	物損事故を報告(□月□日16時30分)	
		見解	現場検証の結果、事件性はなしとの見解	
	東京電力	報告	河川側架空支線を重機で引っ掛けたため電柱上部が破損	
見解		電柱は折れたが送電線に影響なし。折れた部分を撤去し、支線と電柱を施工		
《その他》 関係者が下請人等の場合、その商号又は名称				

【別紙】

《事故の原因と事故発生時における安全対策の実施状況》

・事故の原因

ダンプの誘導をしていた合図者が来る前に作業を開始し、現場代理人が代理として上流部で合図をしていたが、合図者の意に反して重機操縦者が旋回中にブームを上げてしまい、架空支線を重機アーム上部で引っ掛けてしまった。

・安全対策の実施状況

架空支線に赤旗の目印及び合図者の配置を行っていた。

《現場代理人等の現場常駐状況》 不在の場合は理由を記載

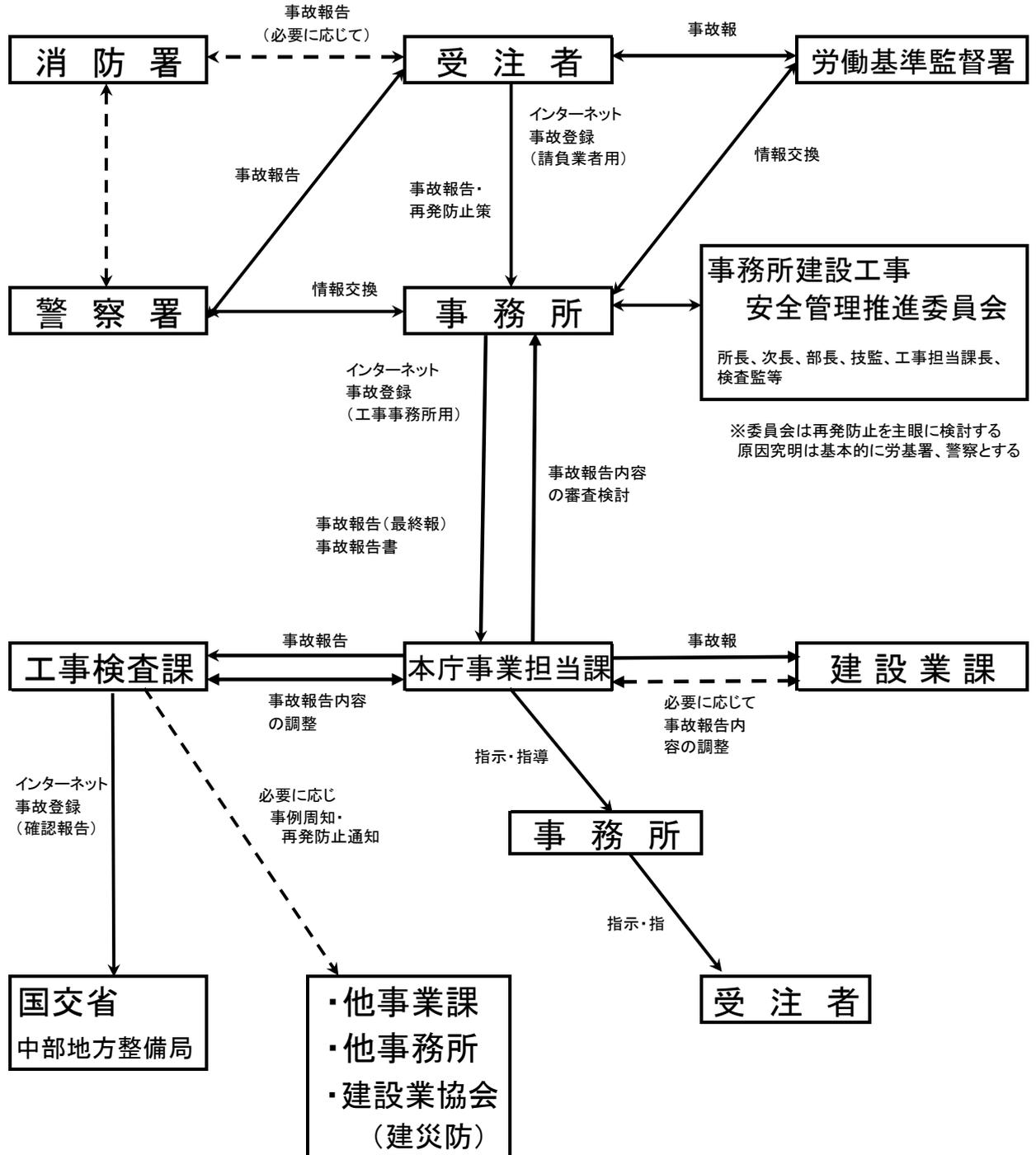
現場代理人は、現場に在中していた。

《事故発生後の事務所及び受注者の対応状況》

- 月○日 16:12 受注者から工事第1課へ報告
16:18 受注者から●●電力へ報告
16:50 ●●電力が現場に到着、対策を検討
17:20 受注者から工事第1課へ工事事務報告書(第1報)提出
18:40 ○電工到着、応急対策作業開始
19:00 受注者から警察へ●●電力が応急対策作業を開始した旨の連絡
23:00 ○電工応急対策作業完了
受注者から工事1課へ応急対策完了の報告
23:05 受注者から警察へ●●電力応急対策作業完了の報告
△月△日 3:30 受注者から工事第1課へ工事事務報告書(第2報)提出
8:30 受注者から工事第1課へ工事事務説明
12:00 受注者から工事第1課へ工事事務報告書(第3報)提出

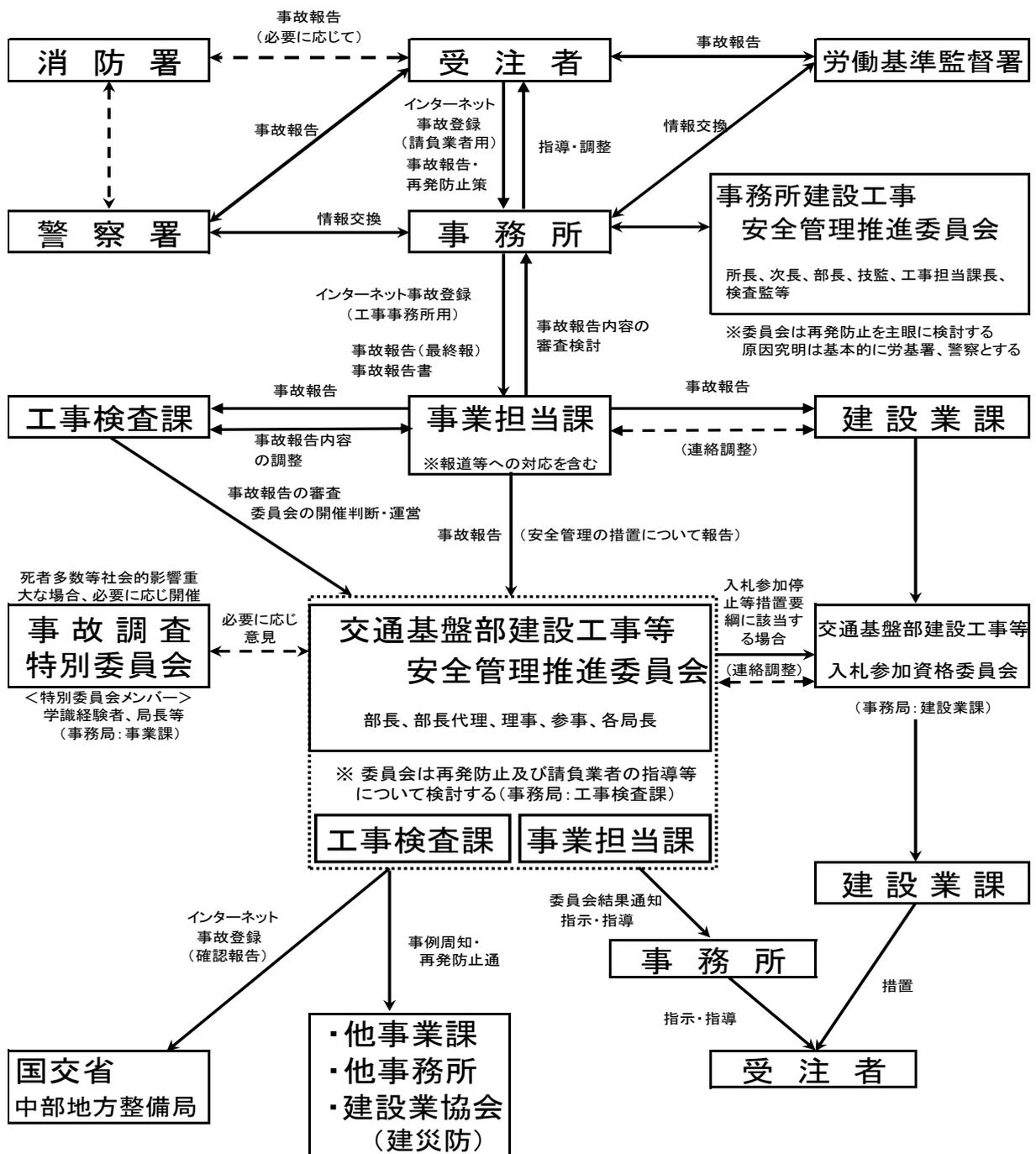
通常事故フロー <別紙2>

- ・公衆に負傷者を生じさせた場合
- ・公衆に損害を与えた場合
- ・工事関係者に負傷者(休業4日以上)を生じさせた場合



重大事故フロー <別紙3>

- ・公衆に死亡者又は負傷者(休業4日以上)を生じさせた場合
- ・公衆に損害(社会的影響大)を与えた場合
- ・工事関係者に死亡者又は負傷者(休業4日以上)を3人以上生じさせた場合
- ・同一工事で複数回の事故があった場合で、以前に作成した再発防止対策が遵守されず、安全管理の措置が不適切であると事務所建設工事安全管理推進委員会が判断したもので、工事検査課が認める事故



3-5 天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて
別紙様式-1

天災その他不可抗力による損害負担請求書

1 工事名

2 工事箇所

市
郡

町
村

3 工期

着手
完成

年 月 日
年 月 日

年 月 日 により上記の工事に関し
て別紙のとおり損害を生じたので、静岡県建設工事請負契約約款第 29 条第 3 項の規定に基づき
損害額の負担を請求します。

年 月 日

発注者職氏名

様

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

第 4 章 検 査 関 係

4-1 検査の種類

工事検査には、「地方自治法」第234条の2第1項に基づく地方自治法上の検査（給付の完了の確認）と、「静岡県建設工事執行規則」（以下「執行規則」という）に基づき、工事（工事材料）の厳正かつ的確な検査を執行するために必要な事項を定めた「静岡県建設工事検査要領」（令和4年3月8日改正）（以下「検査要領」という）による工事の適正かつ能率的な施工の確保及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする技術検査がある。

- (1) 完成検査 (2) 一部完成検査 (3) 出来形検査 (4) 中間検査

4-2 検査の体制

検査を行う職員は、執行規則第38条に定める検査技監、若しくは検査監又は知事若しくはかい長が命ずる職員が行うものとし、その体制は次のとおりとする。

- (1) 静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象

ア 本庁

工事の種類	検査対象
土木工事	対象なし (土木工事は、すべて事務所検査とする)
農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く
建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事

イ 主管事務所検査

(ア) 土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上の工事
静岡土木事務所	清水港管理局	
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所	

(イ) 農林土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
東部農林事務所	賀茂農林事務所 富士農林事務所	4,000万円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工
中部農林事務所	志太榛原農林事務所	
中遠農林事務所	西部農林事務所	

注意事項：金額は、当初契約金額

4-3 検査技術基準

「検査技術基準」において、検査の方法、検査の内容及び対象について定められている。

具体的な工種毎の技術的基準は「検査技術基準」において定められている別表第1「工事実施状況の検査」、別表第2「出来形の検査」、別表第3「品質の検査」による。

「出来ばえの検査」は目視又は観察により行う。

4-4 工事修補取扱基準

「修補取扱基準」において、検査結果の通知、修補の措置、修補工事等の区分、修補完了手続きについて定められている。

4-5 工事成績の評定

「静岡県建設工事成績評定要領」において工事成績の評定、成績不良工事の報告、過小評定点の報告について定められている。

4-6 検査に係る書類

本庁検査の検査に係る書類は次のとおりとする。

また、本庁検査の実施予定は、原則として検査の3週間前までに、電話又はメールにより各担当検査員に連絡するとともに、「本庁 土木・農林検査予定DB」に入力する。

なお、事務所検査の場合は、事務所検査監と調整するものとする。

(1) 中間検査

ア 検査時に準備するもの

(ア) 発注者が準備し提出するもの

a 工事検査申請書、工事検査記録

・検査内容欄

検査対象物、数量、検査事項を明確に記載すること。

例 アスファルト舗装工 A=1,000 m²、幅、厚さ、現場密度
側溝工 (300×300) L=120m、基準高、延長

b チェックリスト (検査時点までのもののコピー)

・品質証明員確認書類 (低入札等該当工事)

(イ) 検査時に提示するもの

a 品質証明実施基準(案)の様式 27-1、様式 27-3、検査確認 (指示書) 記録

b 補助技術者の実施記録 (様式等は品質証明員に準じて作成)

c 品質証明員が確認した出来形及び品質管理表や写真など

d 総合評価方式 (標準型・簡易型 I) の技術提案履行確認書

イ 現場の準備

(ア) 検査当日には、検査対象の出来形、品質管理表を検査員用に1部を用意する。

(雨天時には、防水対策などに配慮する。)

(イ) 検査孔等の確認による検査 (注水検査、現場密度試験、コンクリートテストハンマー強度試験現場透水量試験など) が必要な場合は、事前に位置及び個数を受注者に指示し、準備をしておくこと。

(ウ) 測点、マーキングは必ず現場に表示し、検査当日に出来形管理を実施した箇所、計測が行えるようにしておくこと。

(エ) 検査箇所、内容に応じて、足場、梯子、安全帯、救命衣や高所作業車など検査時の安全に配慮した準備を行うこと。

(オ) 検査用黒板には、検査区分 (中間・完成)、検査日、検査員名を記入しておくこと。

(カ) 受注者には黒板等の雨対策を指示し、明瞭な検査写真が撮影出来るようにすること。

(キ) 受験時の人員は、工事規模、検査項目などにより適切な人員を確保し、円滑な検査が出来るようにしておくこと。

(ク) 熱中症の恐れがある場合には、その対応をすること。

(2) 完成検査

ア 検査時に準備するもの

(ア) 発注者が準備し提出するもの

a 工事検査申請書、工事検査記録

・検査内容欄

検査対象物、数量、検査事項を明確に記載すること。

例 アスファルト舗装工 A=1,000 m²、幅、厚さ、現場密度

側溝工 (300×300) L=120m、基準高、延長

・原則、検査日は完成届出書受理日より7日以内とすること。

(静岡県建設工事執行規則第39条(検査及び引渡し)に「14日以内に検査し、かつ、検査結果を通知しなければならない」とされているため。)

b 成績評定に関する資料(当初工事契約金額500万円以上)

(a) 工事成績採点表(システムの「完成検査登録」により作成)

(b) 工事成績採点の考査項目別運用表(静岡県建設工事成績評定要領R4.4.1)

・(担当監督員)考査項目別チェック表(1)

(c) 工事成績採点の考査項目別運用表(静岡県建設工事成績評定要領R4.4.1)

・(総括監督員)考査項目別チェック表(2)

c 総合評価方式(標準型・簡易型Ⅰ)における技術提案履行確認

・総合評価方式(標準型・簡易型Ⅰ)の技術提案履行確認書

・不履行の場合は、減額または減点の計算資料

d チェックリスト等

・「契約関係書類」、「完成図書」チェックリスト

e 品質証明員確認書類(低入札等該当工事)

・品質証明実施基準(案)の様式27-1、様式27-3、検査確認(指示書)記録

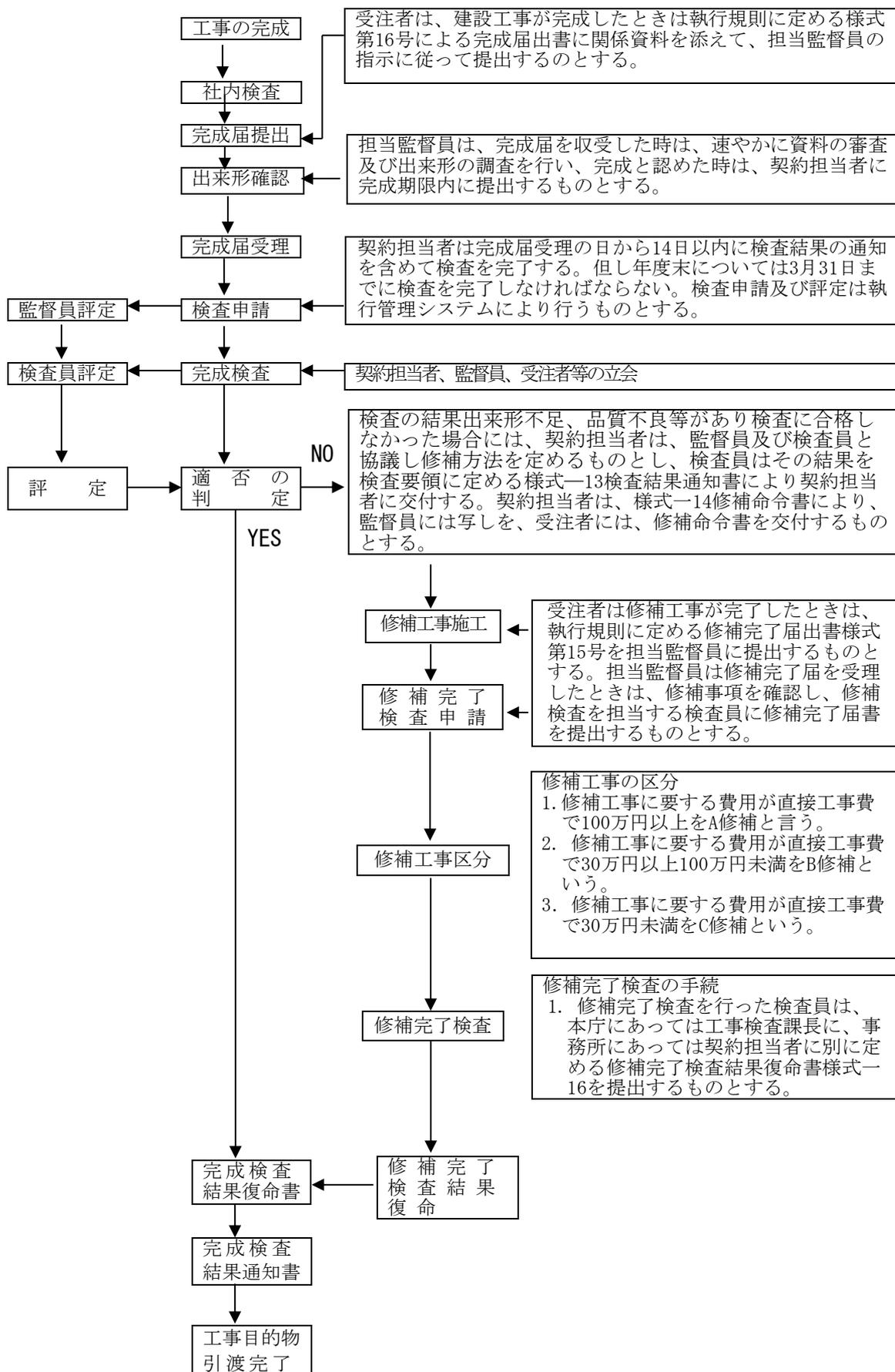
・品質証明員が確認した出来形及び品質管理表や実施記録

・補助技術者の実施記録

イ 現場の準備

- ・中間検査時と同様に対応をすること。

4-7 完成(一部完成)検査の手続



第5章 提出書類一覧表
(契約関係書類、工事書類、完成図書)

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式区分	備考
			提出	提示		
契約関係書類 (着手前)	契約書	工事執行規則	○		県	
	工程表	工事執行規則	○		県	
	主任技術者等通知書	工事執行規則	○		県	
	建退共掛金収納書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	品質証明員通知書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
	補助技術者通知書	土木工事共通仕様書	○		県	対象工事
	請負代金内訳書	工事執行規則	○		任意	
	法定外労災保険証書	土木工事共通仕様書		○	任意	
	工事实績データ (コリンズ)	土木工事共通仕様書		○	標準化	
	電子納品事前協議 チェックシート	静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン	○		県	
	V E 提案書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
工事書類 (着手前)	事前測量	土木工事共通仕様書	○		任意	
	設計図書の照査	土木工事共通仕様書	○		任意	
	施工計画書	土木工事共通仕様書	○		県	
	再生資源利用計画書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	再生資源利用促進計画書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	総合評価技術提案一覧表	土木工事共通仕様書	○		県	対象工事
	(計画) 品質証明書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
	予想される事故対策 リスト	特記仕様書	○		県	
	工事事務ハザードマップ	特記仕様書	○		任意	
	施工体制台帳	静岡県発注建設工事に係る 建設生産システム合理化指 導要領の取扱いについて	○		標準化	
	再下請負通知書		○		標準化	
	施工体系図		○		標準化	
	作業員名簿		○		標準化	
	施工体制台帳確認一覧表		土木工事共通仕様書	○		県
	現場閉所計画表	週休2日推進工事実施要領	○		任意	対象工事
使用材料品質証明書	土木工事共通仕様書	○		県		

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式区分	備考
			提出	提示		
工事書類 (施工中)	指示・承諾・協議・提出 ・報告書	建設工事監督要領	○		標準化	
	段階確認・立会願	建設工事監督要領	○		標準化	
	休日・夜間作業届	建設工事監督要領	○		標準化	
	官公庁等協議資料	土木工事共通仕様書		○	任意	
	変更施工計画書	土木工事共通仕様書	○		県	簡素化
	工期延長請求書	工事執行規則	○		県	
	変更工程表	工事執行規則	○		県	
	工事工程月報	工事執行規則	○		標準化	
	事故速報	工事事務対応マニュアル	○		標準化	事故発生時
	工事事務等発生報告書		○		県	通常事故以上
	出来形確認請求書	工事執行規則	○		県	
	認定請求書	中間前払金制度にかかる認定方法等について	○		県	
	認定請求明細書		○		県	
	修補完了届出書	工事執行規則	○		県	
	支給材料受領書	建設工事監督要領	○		標準化	
	支給材料受払簿	建設工事監督要領	○		県	
	支給材料精算書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
貸与	貸与品借用書	土木工事共通仕様書	○		県	
	貸与品返納書	土木工事共通仕様書	○		県	
	現場発生品届	建設工事監督要領	○		標準化	

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式区分	備考
			提出	提示		
完成図書	完成届出書	工事執行規則	○		県	
	契約関係書類チェックリスト		○		県	
	完成図書チェックリスト		○		県	
	着前・完成写真		○		任意	紙に印刷し提出
	表紙・目次		○		任意	提出方法(紙・電子)を表記
	数量総括表		○		任意	
	出来形管理表	土木工事施工管理基準	○		標準化	
	出来形管理図表	土木工事施工管理基準	○		標準化	測定点5点以上
	段階確認・立会願	建設工事監督要領	○		標準化	監督員確認のもの
	安全訓練等の実施報告書	土木工事共通仕様書	○		県	資料は提出不要
	材料検査簿	工事執行規則	○		県	
	再生資源利用計画実施書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	再生資源利用促進計画実施書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	搬入・搬出調書	土木工事共通仕様書	○		県	上記再生資源実施書記載の建設副産物は提出不要
	マニフェスト	土木工事共通仕様書		○	標準化	
	残土処分地位置図・平面図・運搬経路・写真	土木工事共通仕様書	○		任意	
	建退共証紙受払簿	土木工事共通仕様書	○		任意	添付資料不要
	掛金充当実績総括表	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	工事記録簿	工事執行規則		○	県	
	総合評価技術提案一覧表	土木工事共通仕様書	○		県	対象工事
	総合評価履行確認シート	土木工事共通仕様書	○		県	対象工事
	品質証明書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
	品質証明書チェックリスト		○		県	対象工事
品質管理表	土木工事施工管理基準	○		標準化		
品質管理図表	土木工事施工管理基準	○		標準化		

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式区分	備考
			提出	提示		
完成図書	使用材料品質証明書	土木工事共通仕様書	○		県	
	材料納入伝票			○	任意	
	創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	工事写真	写真管理基準	○		標準化	

様式区分 県 : 県様式を使用するもの

標準化 : 国土交通省様式と同じもの

国土交通省様式を使用することが可能なもの

任意 : 規則、要領等で様式が定められていないもの

参考様式として示されているもの

土木・農林土木工事現場実務の手引き

令和7年4月発行

静岡県交通基盤部工事検査課